

座談会

年金研究の現在

岩本康志・大竹文雄・小塩隆士

社会保障の研究は質量ともに充実してきたが、それにともない最新の研究成果をフォローしていくことはかなりの負担をともなう作業となってきた。そのため、本誌の企画として研究の現状を展望することが多くの読者にとって有益ではないかということが編集委員会で議論され、「学界展望」の企画がスタートすることになった。

本誌では、社会保障の分野ごとに各研究分野の展望を行うという構想をもっているが、その手始めとして本号では年金をとりあげ、年金に関する経済学的研究を展望する座談会を開催することにした。座談会は以下のように2部構成で行われる。第1部では、原則として1998年秋以降に発表された研究論文から6つの個別テーマ（世代間所得再分配、世代内所得再分配、就業への影響、マクロ経済的視点、財政方式の選択、逆選択と未加入問題）ごとに3本の論文を選択して、座談会参加者が分担して内容を要約し、討論を行う。論文はわが国の年金を対象にしているものに限り、外国制度の研究や一般的な理論分析は対象外とした。また、今後同様のフォーマットによる展望座談会が行われることを期待して、とりあげる論文は、過去3年間という時間的区切りにおいて、既発表のものに限定する方針とした。ただし、とくに重要な論文については時間的区切りにはとらわれず選択されている。第2部では、適当な論文が選べず個別テーマとして設定できなかったトピックについての議論と、研究論文の体裁におさまりにくい制度改革に関する議論を行い、第1部を補完している。最後に、読者が文献目録として活用できるように、1998年以降の研究論文を精選する形で論文リストを掲載している。（岩本）

第1部 年金研究の現在：1998～2001年の業績から

1 世代間の所得再分配

論文紹介（岩本康志）

小口登良・八田達夫（2000）「1999年政府年金改革案の評価」

本論文は、2000年制度改正に先立って政府が提出した改革案が年金財政と各世代の生涯での受給と負担に与える影響を分析している。年金収支

と世代ごとの受給・負担の推計には、両氏が開発してすでに多数の研究を生み出している大阪大学・専修大学年金モデルが用いられている。

改革案が各世代の受給・負担に与える影響を見ると、将来の保険料率を引き下げるによって将来世代の負担率は大きく低減するが、賃金スライドの停止、支給開始年齢の引き上げによる給付削減によって相殺される。また、支給開始年齢の引き上げは、1950年生まれの世代から受給率を

除々に引き下げる。総合すると、将来世代ほど公的年金の給付と負担が大きく引き下げる改革内容となっている。

給付から負担を控除した純受給率を見ると、2000年生まれの世代までの純受給率をやや引き下げ、2000年生まれ以降の世代の純受給率をわずかに引き上げる。改正前で正の純受給を受ける1950年生まれ以前の世代の純受給率を引き下げるが、1955年生まれ以降の世代は純負担が拡大することになるため、世代間の格差はあまり改善されないと見える。

宮里尚三（1998）「世代間分配政策と世代間負担」

本論文は、公的年金をはじめとする政策による世代間所得移転の実態を世代会計の手法で推計するとともに、遺産により生じる世代間所得移転が政策による移転をどの程度相殺するかを分析している。

民間の所得移転については、遺産額から効用を得る消費者のライフサイクルモデルのパラメータを現実の消費と遺産のデータを用いて推定した後、生涯可処分所得を基に各世代の遺産額を推定している。消費は国民経済計算の民間最終消費支出を用い、遺産は国税庁統計年報書の遺産相続額に全国消費実態調査による70歳以上の保有する住宅資産額を加えたものを70歳以上の世帯数で割って求めている。その結果、政策による世代間所得移転による純負担の59%以上が遺産によって相殺されることが示された。

社会保障給付額を削減する政策シミュレーションを行うと、1995年に25%削減する場合にはどの世代でも政策による純負担を遺産が相殺する結果となる。また、厚生水準で見ると、1985年以前生まれの世代では効用が悪化するのに対して、それ以降の世代の効用は改善する。したがって、パレート改善的な政策ではないが、世代間格差は減少する方向に作用する。しかし、給付額削減を2035年に先送りすると、2035年までの財政赤字も2005年生まれ以降の世代が負担することになり、これら世代は遺産で純負担を相殺することができず、厚生水準で見た場合に逆に格差を拡大す

る結果となる。

寺井公子（1999）「社会保障制度と消費の世代間分配」

本論文は、日本の社会保障負担・給付水準が適切かどうかを、横断面の年齢階層別消費の分布に基づいて検証しようとしている。そこでは、民間部門での世代間所得移転は行われず、政府が社会保障を通して世代間所得移転を行ってベンサム型の社会的厚生関数を最大化するモデルが想定される。

世代間の公平性（本論文では、将来世代の効用を割り引かないものとして定義されている）を満たす消費の配分が行われていると、横断面での年齢・消費プロファイルが金利と比例して成長することが示される。つぎに、この条件が満たされているかどうかを判断するための実証分析が行われる。

まず、各世代の消費の成長率に関するオイラー方程式が1974年から1996年までの『家計調査』の世帯主年齢別消費の平均値を用いて推定され、その過程で各年齢階層特有の選好を制御するダミー変数も同時に推定されている。つぎに、推定されたパラメータを基に、社会的厚生を最大化するときの横断面での消費分布の条件式からの予測誤差が推計される。その結果、世代間分配の公平性を満たす水準より常に高年齢層が過大消費、若・中年齢層が過少消費であることが示されている。

紹介者コメント



岩本康志
(京都大学経済研究所助教授)

岩本 最初に取り上げるトピックとしては、「世代間分配」を選びました。その理由は2つあ

ります。つまり、公的年金が世代間で大きな所得再分配を引き起こしていることは、一般の人にも関心が高い問題であり、議論のとっかかりとして適當だと考えられること、また他のトピックの議論をあまり前提にしないので、最初に取り上げるのが妥当であると考えられること、です。

年金の世代間所得に関する実証研究は、わが国では1980年代からすでに多くの研究者によって行われてきており、この特集が原則として議論の対象とする1998年以前の段階で基本的な知見はほぼ出尽くしたと考えられますので、文献リストでは1998年以前の文献は割愛していますが、議論の参考としてここで簡単にまとめておきます。厚生年金の支給開始年齢は、定額部分が2001年度より段階的に引き上げられて65歳支給となり、報酬比例部分も2013年より段階的に引き上げられて65歳支給になる予定です。これにより、60歳から支給を受ける世代からどちらも65歳支給となる世代までの間で、生涯所得に関する給付総額の比率は減少していきます。また、年金保険料は今後も引き上げられる予定であり、後の世代ほど高い保険料率に直面する期間が長くなります。したがって、先に生まれた世代ほど給付が大きくて負担が小さく、後から生まれた世代ほど給付が小さくて負担が大きくなります。年金の内部収益率が市場金利に等しくなる世代（いわゆる「損得の境目」）は、この座談会の出席者が該当する1960年前後の生まれの世代であるとされています。

今後考えられる研究の進展ですが、これまでの研究では各世代に代表的個人を考える形式になっていますが、この座談会でも後で触れますが、世代内の異質性も無視できない問題です。この問題を取り扱うために、異質な多数の個人を分析対象としたマイクロシミュレーションの手法が導入されてくるのではと思っています。

さて、この研究分野の現在の意義は、制度改革の際に世代ごとの給付と負担がどのような影響を受けるかの情報を提示し、政策決定の透明性を高めることに貢献することがあげられます。2000年改正の際にこの役割を果たしたのが、小口・八

田論文と文献リストにあげた麻生論文です。このところの年金改革の焦点は、将来の保険料率の上昇をいかに抑えるかという問題であり、給付の削減と負担の削減を組み合わせる「スリム化」の方向に進んでいます。

しかし、どの世代の給付と負担を削減するかに選択の幅があり、かりに世代間の給付・負担格差を是正するならば、先に生まれた世代の給付を引き下げて、将来世代の負担を軽くすべきです。しかし、小口・八田論文が指摘した2000年改正の実態は、将来世代の給付を引き下げて将来世代の負担を引き下げる形になっています。つまり、将来世代にとっては、部分的な年金の民営化が図られていることになります。

なお、この種の研究に関してもうひとつ付け加えておくべき点は、このような研究を経済学者が行っている背景には、政策当局が必要な情報を開示していないという問題点があります。本来ならばこのような世代ごとの影響に関する情報は、政策当局が改革案と同時に公表すべきだと私は考えます。

いまは所得に関心をもった説明をしましたが、経済学での判断基準としては、各世代の効用の方にもっと重点が置かれます。この方向での研究論文として、宮里論文と寺井論文の2本を取り上げました。

所得と効用が食い違う要因として重要なのは、遺産や贈与の形で民間部門の意思で行われる世代間所得移転です。公的年金が子どもから親で所得移転を行っていても、親が残す遺産がそれを相殺してしまうのではないか、という問題意識をもつたのが宮里論文です。その結果は、政策による純負担の半分以上が遺産によって相殺されるという大変に興味深いものですが、遺産額の推定はデータ面での制約から精度の高い推定が難しい作業であり、どれだけ結論が頑健であるかについて更なる研究を期待します。

寺井論文は、直接に効用に焦点を当てて、政府が望ましい世代間所得再分配を行っているかどうかを検討しようとする、野性的かつ重要な視点をもった研究です。政府が最適な所得再分配を行っ

ている場合の家計の年齢・消費プロファイルを現実のデータが満たすかどうかが統計的に検定されて、高年齢層が最適水準よりも過大消費となつていると結論づけています。留保点をつけるとすると、検証する仮説は将来世代の消費の割引率や効用関数の特定化にも依存しているので、帰無仮説が棄却されたのは補助仮説が妥当でなかったからだという可能性も考えられます。したがって、寺井論文の設定については、今後の研究で更なる精緻化が図られることを期待したいと思います。寺井論文の示した研究の方向性は、今後の研究に大きな影響を与えるのではないかと予想しています。

討 論

年金の所得再分配に対する評価

小塩 私が所得再分配の分析についてコメントしたいのは、仮に所得の公平性から見て不平等な面があったとしても、その政策的なインプリケーションは非常に微妙ではないかという点です。年金の所得再分配の効果を見ると、高齢世代に有利で若い世代に不利という結果が多いわけです。それでは、若い世代を楽にさせて年をとった世代に我慢してもらうという政策的な意味合いがすぐに得られるかと言われると、ちょっと留保条件が必要じゃないかと思います。

というのは、高齢世代の人たちは与えられた制度を前提にして行動してきたわけです。その行動の結果を、それは世代間の公平性から見て望ましくないと我々は判断する。しかし、人々は政府の行動を前提にして今まで消費・貯蓄行動を行い、労働供給を決めてきて、老後に差し掛かったわけです。そのときに、あなた方に与えてきた政策はあなた方だけを一方的に有利にする方向に働いてきました、だからこれから変えますと政府は簡単にいえるかといわれると常に迷うところだと思います。

大竹 ただ、それが行きすぎると既得権擁護になるわけですね。

小塩 もちろんそうです。そして、分析をして、歪んだ形で所得の再分配が起こっているということを示すこと自体は非常に重要なと思います。そ

こから政策提言もきちんと出てくるでしょう。でも、年金改革の場合は、老後を迎えた人に人生のやり直しを強いるような面があります。これがかなりきついという人もいるんじゃないかな。産業保護をやめて既得権益を奪うのとは、少し話が違うという気がします。

大竹 いったん豊かな生活をすると、それに慣れてしまって、そこから引き下げられた時の損失を過大に評価するということであれば、そういう人々の選好を前提にしたモデルで厚生評価を考えていくべきだと思います。

急に生活水準が下がって、より大きなコストを払うというのであれば、最初に大きな減額をするのか、後で大きな減額をするのかという改革のスピードについて判断を下す場合は、効用関数の形をきっちり考えてやることがひとつの方向だと思います。ただ単に既得権がある、一度政府がそういうふうに決めたから変えちゃいけないというふうにすると、いつまでたっても改革は進まない。

岩本 制度改革の論点は順次他のトピックスでも出てきますので、その他に何かございませんでしょうか。

大竹 繰り返しになりますが、寺井さんが行ったように、世代間での政府の役割を分析する上で消費に着目するというのは重要なポイントだと思います。

もう1点、宮里さんの論文も、政府が強制的な世代間移転をする時に自発的な移転がどのくらいあるかというのを考慮する、その上で遺産の推定をきっちりとしてやるという方向性は重要なアプローチだと私も思います。ただ、岩本さんも指摘されているように、遺産の額の推定というのは非常に不安定なので、いろんなデータでこれからも補完していく、精度を高めていく必要があると思います。

小塩 分析手法としては、遺産を考えない状態がベンチマークになりますね。世代間の所得の移転がない世界をまず前提にして、所得の再分配の問題とかいろんなことを分析する。それがまずあって、そこで利他的な世代間の所得移転があるモデルを想定して、どこまで初めの結論が薄れてい

くのかというのを見極めるというスタイル。初めから利他的な行動を前提にしてモデルを組むと、中立命題的な世界が成り立ってしまって、どんな政策をしても同じという議論になるので、そこは注意深くやらないといけないと思います。

大竹 宮里さんの分析は、利己的な遺産動機ですね。

小塩 そうです。

岩本 遺産動機については様々な仮説があって、その仮説の違いによって年金政策の評価が違ってくることが理論的に明らかにされています。ですから遺産の問題は動機にまで立ち入って十分に検討することが必要だともいえます。

年金が最初に所得に与える影響から最終的に効用に与える影響までの間には民間部門の行動が入ってきますので、これから的研究で明らかにしなければいけない課題はたくさんあると思います。

マイクロシミュレーションの可能性

岩本 最近、マイクロシミュレーションの研究が外国で見られるんですが、日本への適用例はほとんど見受けられませんね。

大竹 ほとんどないですね。標準報酬月額別に見た分析は少しありますが、世代間に焦点を当たったものが多いですね。後でも議論になりますが、年金は世代内の再分配の問題もかなり引き起こしていますから、両方を考慮した分配を分析することもひとつの研究の方向でしょう。ただし、そのためにはデータの整備が重要だと思います。

小塩 私が個人的に興味があるのは、リスクに対する見方が個人によって違うということです。リスクに対する見方が違うと、望ましい公的年金と私の年金の組み合わせというのが微妙に違ってくるだろうと思います。そのへんの分析はあまりなされていないので、マイクロシミュレーションの手法が応用されたら非常に興味深いところです。ただ、マイクロデータのアベイラビリティーが決定的に重要なので、かなり大変でしょう。

マイクロシミュレーションに至る前に、まだまだやらないといけないことがあるのではないかと思います。八田・小口モデルは、年金分析の分野

では一種の「公共財」になっており、現実的な政策提言に直結し、直接的な政策評価も可能です。しかし、基本的には部分均衡モデルなので、資本蓄積や労働供給の話は出ていない。その一方で、現実の政策評価にすぐには結びつかないものの、ライフサイクル一般均衡モデルによる研究も進んでいる。その間をつなぐような仕事がもっと出てきてもいいのではないかと思います。

岩本 別の論点に移りますが、とりあえず今までの各研究に共通した結論は、世代間負担に大きな格差があるということですね。しかし、それを評価するときに、どうしても規範的な観点が入っています。世代間で起こっている給付と負担の格差をどこまで正当化するかという観点が、各論文で政策を議論する場合にはかなり重要なってくるのではないかと考えています。

その意味で、寺井論文はこれを正面に出しているので、これまでの論文とは違った視点で物事を見ているという点は評価できます。しかし、先ほども申し上げましたように、いろんな意味で制約的な前提が置かれているので、もう少しいろんな研究を見たいという気がします。特に将来世代の割引率について何が望ましいかに関しては、これからいろいろと詰めていかなくてはいけないと思います。

大竹 寺井論文は消費水準に注目している点は優れた点ですが、どこまで社会保障あるいは政府による世代間移転が原因になっているかという点についてははっきりしないという問題点があります。異なる社会保障の制度の下に生きている世代を取り上げて、その世代が何か特有の消費パターンを持っていることが見出せたら、政府の所得移転が過剰消費あるいは過少消費をもたらしていることを説得的に示すことができますが、どの世代も共通に高齢者の方が過大消費をしているという結論ですよね。それは本当に政府の政策なのか。識別が難しいというのが私の印象でした。

岩本 なぜそういう結果が出てきたのか私も少し考えたのですが、寺井論文のロジックでは、違う世代の同年齢の消費には同じ割引率ゼロが適用されるので、金利分だけ将来世代の消費が安くな

ります。したがって、将来世代に多く消費を配分した方がよいというのが最適化問題の結果なんですね。

これに対して、実際のデータでは、異なる世代の同年齢の消費水準の差は成長率を主に反映していると考えられます。寺井論文では金利を反映した最適水準と成長率を反映した実際のデータを比較しているわけですから、若年世代の消費が過少であるという結果は、世代間の消費の割引率に関する想定や、金利、経済成長率、異時点間における代替の弾力性の推定値によって変わってくる可能性があると考えられます。消費パターンのデータが、世代間分配の公平性をはかるのに適切かどうかという点は疑問の余地もあると思います。

2 世代内の所得再分配

論文紹介（小塩隆士）

大竹文雄・斎藤 誠（1999）「所得不平等化の背景とその政策的含意」

本論文は、「所得再分配調査」の個票データに基づき、1981年から1992年にかけての所得不平等化の要因と、再分配による不平等度低下の効果を分析している。

分析結果によると、まず、所得のばらつきが元々高い中高齢者階層の人口比率が高まった人口高齢化の効果とともに、同一年齢階層内の所得のばらつきが高まった年齢階層内効果が、経済全体の所得分布の不平等度を押し上げている。人口高齢化による不平等度の高まりに対しては再分配政策を直ちに講じる必要はないが、年齢階層内の不平等度の高まりに対しては再分配政策が必要となる。

一方、再分配政策の効果について見ると、1981年では再分配政策の効果のほとんどが年齢階層内の不平等度の低下を通してたらされているのに対して、1993年には年齢階層間の所得格差が縮小したことの貢献度が高まってきていることがわかる。後者は、社会保障制度や税制を通じた若・中年階層から高齢層への所得移転の高まりを意味

する。

所得再分配政策の目標が、年齢階層内の不平等度の解消にあるにもかかわらず、政策が年齢階層間の不平等度の緩和に関わっているとすれば、政策のターゲットと実際の効果の間にずれが生じていることになる。

高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄他（1990）「人的資産の推計と公的年金の再分配効果」

本論文（分析1・第2章「公的年金制度の所得再分配効果」のみを取り上げる）は、1984年の「全国消費実態調査」の個票データに基づき、公的年金の所得再分配効果を推計したものである。本論文では、年金給付額や保険料をフロー・ベースではなく、生涯にわたるストック・ベースで捉え、公的年金を通じた所得再分配の大きさを世代間だけでなく世代内についても分析している。

本論文の分析によると、①公的年金資産は家計資産において非常に大きな比率を占め、その大きさは平均で土地家屋の資産額を凌いでいる、②公的年金による移転額（給付額から保険料（いすれもストック・ベース）を差引いた値。ただし、保険料は本人負担分のみ）は、高齢世代ほど大きい、③世代内の所得再分配を見ると、中高齢世代においては高所得世帯、高資産保有世帯ほど、多くの移転所得が給付されるという逆進的な構造になっている（逆に若年世代は、高所得層から低所得層への所得移転が起こっている）——といった点が確認される。

井堀利宏（1998）「租税構造における年金課税の意義と課題」

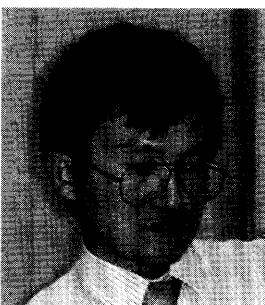
本論文は、最適課税理論の立場から、年金課税のあり方を議論している。年金課税のあり方は、年金の財政方式として賦課方式と積立方式のどちらを前提とするかで、その姿も異なってくる。

賦課方式を維持する場合、平均寿命を超えた場合の所得変動リスクを分散することが重要になる。したがって、平均寿命を超えて生存している高齢者に対しては、基本的な生活費までは非課税とするものの、それを超える年金給付に対しては、極

端に累進的な税率を適用することが望ましい。そうすることによって、課税後の年金給付が事後的にあまり変動しないからである。

一方、積立方式に移行する場合は、年金所得への課税には長期的な視点が必要となる。積立方式の年金の場合は、生涯の予算制約に影響を及ぼさないから、基本的に非課税が望ましい。ただし、非課税ということは、課税しないというだけでなく、補助金も与えないという意味である。ただし、積立方式の場合でも、遺産や労働能力といった、所得格差を生み出す直接の対象に適切に課税できない場合は、労働所得とともに年金所得に対しても累進的な課税が公平性の点から是認される。ただし、両者の累進税構造は超過負担が最小になるように、別個に設定すべきである。

紹介者コメント



小塩 隆士
(東京学芸大学助教授)

小塩 年金の世代間の所得再分配については、いろんな分析が行われています。すでに議論になってきましたが、高齢世代から若年世代への所得移転に伴って、高齢世代の方が有利になって若い世代が不利になるという結論が一般的になっています。しかし、それと同時に、世代内の所得再分配に年金がどのような影響を及ぼしているかという点も重要ではないかと思います。

大竹・斎藤論文は必ずしも年金に絞ったものではないんですが、最近の政府の所得再分配は世代内よりも世代間のウエイトを高めていることを示しています。しかし、政府の所得再分配政策が世代間で発揮される度合いが高いことが、果たしていいのかどうかというのは議論の余地があるところだと思います。

もうひとつは、世代内の所得再分配を分析する場合は特定の時点での分析でもあまり意味がないという点です。特定の時点ではなくて、生涯を通じて分析を行う必要があります。年金の世代内所得再分配を分析する場合も、生涯にわたって年金の保険料と給付をそれぞれどのように払って受けているかという分析が必要だと思います。

高山先生他の研究は、今回の座談会の原則に反して1990年と少し前のものなのですが、その後あまり研究が進んでいないように思いますので、あえて紹介させていただきました。この研究を見ますと、現行制度は、必ずしも望ましいとはいえない世代内の所得再分配を引き起こしていることになっています。例えば、高齢層の場合、所得の高い層ほど生涯ベースで見ると多くの年金をネットで得ていることになっている。これは非常に重要な点ではないかと思います。制度改革の議論に対しても、重いインプリケーションをもっていると思います。

それと同時に、年金だけではなくて、税制が世代内の所得再分配にどういう影響を及ぼしているかという分析も必要になると思います。税金そのものは今回のテーマではありませんが、年金税制に絞ってみても、現行制度が望ましい所得再分配を引き起こしているかという点は重要なテーマであると思います。

その点で紹介するのが井堀論文です。年金を通じた所得再分配に、年金税制はどうあるべきか。井堀論文は、最適課税理論から年金財政の望ましい姿を整理しています。現行制度の改革に直接つながるわけではありませんが、高齢者を対象にしている公的年金等控除などのあり方についても、一定の示唆を与えています。

さらに議論をすると、年金という社会保障の仕組みにはたしてどこまで世代内の所得再分配効果を期待すべきかという問題があるかと思います。これは年金という社会保障の仕組みに何を期待するかという基本的な問題に依存するわけですが、私はどちらかというと社会保障の仕組みにはあまり所得再分配効果を期待すべきではない、むしろ再分配効果は税金の方が直接的で、かつ効率的で

はないかと思います。これについても専門家の間でいろいろ議論が分かれているところだろうと思しますので、お2人のご意見をお聞きしたいと思います。

討 論

世代内の所得再分配の重要性

岩本 年金が世代内の所得再分配にどのような機能を果たすべきかという問題ですが、仮に公的年金が何も所得再分配をしないとなれば、私的年金と限りなく同じになってくるわけですから、なんらかの形で所得再分配の仕組みが年金の中に必要かどうかが公的年金の是非をめぐる論点になります。

公的年金がなぜ必要かという議論はこの座談会で順次出てくると思いますが、私は3つに整理できると考えています。1つ目は、逆選択が起こった場合に強制加入でそれを是正すること。2つ目は、近視眼的な貯蓄行動をすることによって老後が悲惨な状態にならないように強制貯蓄すること。3つ目は、世代間のリスク分散をすることです。

まず、逆選択を是正するために強制貯蓄をすれば、その部分ではリスクの違う主体間での所得再分配は発生しています。ですから、何が必要な所得再分配であり、何が必要でない所得再分配であるかをはっきりさせて、年金では必要とされない世代内所得再分配を除外するというのが望ましい公的年金の設計のあり方ではないかと思います。

大竹 リスクの違いから再分配が起こるというのは、年金の場合だと、短命の人から長生きの人間に再分配が行われるということですね。所得が高い人から低い人への再分配ではないですから、少し違うような気がします。

岩本 外国では寿命と所得の間に関係があると言われていますが、日本ではその関係はあまりはっきりしないので、同一世代内における所得階層間の再分配はあまり考えないでいいのだと思います。

大竹 仮に日本でも所得と寿命の間に相関があるとしたら、これは逆ですよね。年金というのは

短命の人から長生きの人への所得の再分配ですから、岩本さんのおっしゃった相関があるとすれば、所得が低い人から高い人へという再分配になりますね。

小塩 寿命のリスクにかかる所得再分配だけじゃなくて、保険料や給付の設定の仕方によって、具体的には、定額部分の水準や標準報酬月額の上限をどう設定するかによって、世代内の再分配が所得の水準に応じて起こるという状況も十分あります。こうした再分配は本来、年金がねらっている所得再分配ではないんじゃないかな。実は、ちょっと古いので紹介しなかったのですが、この点に関しては、Shimono and Tachibanaki論文¹⁾、照山・伊藤論文²⁾のような興味深い分析も幾つか行われています。

ただし、ここで大きな問題はそういう分析に耐え得るデータがないということです。20歳になって保険料を納め始めてから、年金生活を迎えるまでの長い人生をフォローしたデータがないので、分析が難しいことがあります。これまでの分析も数値計算が主流です。本来は、実際のデータに基づいてやるべきテーマのはずです。

大竹 データがないというのは間違いで、データが公開されていないというのが正しいと思います。社会保険庁にありますから。(笑)

岩本 高山他論文で、分析当時における中・高齢世代で逆進的な所得移転が行われていたというのは驚くべき結論だと思います。その背景を考えると、厚生年金の場合、保険料は報酬比例で納めますが、給付は定額部分と報酬比例部分の2つに分かれます。もし世代間所得移転がないとすれば、高所得者から低所得者への所得再分配になるはずですが、後の世代からの所得移転によって報酬比例部分の給付が手厚くなってしまうために、逆進的な所得移転が生じてしまうんだと私は解釈しています。

もしこの推測が正しいとしますと、現在の中・高年世代、これから中・高年になる世代は後の世代からの所得移転は減ってきていると思われますので、逆進的な所得移転の度合いは弱まってきているはずです。このことを現在時点のデータで検

証してみることは面白い研究課題ではないかと思います。

大竹 その通りで、当時でも若年世代の方は制度的に逆進性がなくなって、逆に豊かな人から貧しい人への世代内分配が起こるという結果が出ていましたから、現在の制度の下でどうなっているかというのを、もう一度分析する時期にきているのではないかと思います。

岩本 井堀論文について少しコメントしておきますと、年金課税の整理の仕方というのは、年金が積立方式であるか賦課方式であるかによって根本的に違ってくると思っています。もし年金が積立方式であれば、これは私的貯蓄と同様の扱いをするのが自然だと思われますので、私的貯蓄をどう扱うかという論点で論じるべきです。

賦課方式の場合だと、所得移転を税制とどのように整合的に位置づけるかは非常に難しい問題であり、井堀論文は重要な示唆を与えてくれますが、まだ税理論の中でも整理しつくされている問題ではないと思いますので、今後とも検討が必要だと思います。

年金給付と税制のあり方

岩本 もう1点は、年金課税によって望ましい年金給付のあり方を実現するような議論がありますが、これは年金給付を最適に設計する方がむしろ自然だという感想を持ちました。

編集部 所得の源泉で区別しないで、年金もほかの所得と同じように課税するという考え方がありますね。イギリスではそうしていますが、それについてはどう考えますか。年金給付を非課税にするという考え方がある一方で、逆に年金給付を優遇しないという考え方もあります。また、高い保険料を払っているから、給付も多いのだという考えがありますね。高い給付に対しては、高い課税をするという整理もあると思うんです。

小塩 年金と税の役割を区別するのであれば、高い保険料を払った人には給付も高くするという方がすっきりする。それだと所得再分配上問題ありというのなら、税では正すべきだという考え方も成り立ちます。

岩本 井堀論文で、長生きした人に重い税をかけろという話があるんですが、そちらの方が私は引っかかりました。

所得再分配に関していえば、積立方式でやっていれば私的貯蓄と同様に扱えばいいわけですから、その場合、今の公的年金控除のような優遇税制を置く必要はないという考え方ができると思います。

小塩 賦課方式と積立方式では年金課税のあり方が全然違いますね。

岩本 違いますね。賦課方式でやると社会保障と租税の整理の仕方が難しくなってきます。

年金課税の役割を整理する別の視点をご紹介しますと、例えば、国家公務員の給料は税込みで払われて、後で税金を納めているので、国から公務員にお金が渡って、また国にお金が戻るという形になっていますね。同じように、年金に課税するというのは、国からお金を渡しておいて、税金で国へ戻すという形になるわけです。実際は税引き後の移転が政策効果になるのですが、そういう二度手間をしているのは、私的いろいろな仕組みとの整合性を保つという意味合いがあると考えられます。そういう観点から年金課税の役割を整理することもこれから必要だと思います。

3 就業への影響

論文紹介（大竹文雄）

小川 浩（1998）「年金・雇用保険改正と男性高齢者の就業行動の変化」

年金が就業行動に与える影響を実証分析する際に問題となっていたのは、在職老齢年金制度による就業から年金減額という同時方程式バイアスであった。これを回避するために用いられていた方法は、清家篤氏による年金受給資格の有無を変数として用いる方法であった。これに対して小川論文は、『高齢者就業実態調査』に年金の減額率の情報があることを用いて、仮に年金が減額されなかつたとしたらいくらの年金があるかという「本来年金額」を用いて、年金から就業への効果を、同時方程式バイアスを除いて推定することに成功

している。

本論文では，在職老齢年金と雇用保険制度による就業への補助金をも推定し，それらが労働力率に与えた影響を推定している。在職老齢年金や雇用保険からの就業補助金が就業率を高めたことは観察されたが，90年代前半に男性高齢者の就業率が高まった主な原因是，賃金率の上昇にあることが示された。ただし，在職老齢年金を就業への補助金と捉える傾向が強く，在職老齢年金がもつ賃金率への実効的限界税率を高めることによる就業抑制効果に関する分析はなされていない。これは，在職老齢年金の減額対象にならないボーナス制度によって手取り賃金そのものは減額されないからであるという解釈がなされているからである。

安部由起子（1998）「1980～1990年代の男性高齢者の労働供給と在職老齢年金制度」

本論文は，1980年代から1990年代にかけての，男性高齢者の労働供給の動きを展望している。60歳代前半層の男性の労働力率は，1980年代後半まで減少した後，1993年まで上昇し，その後再度若干低下している。一方，この層の民間雇用就業率は，1988年から1993年にかけて大幅に増加し，その後も1996年までわずかに増加し続けた。この論文では，『高齢者就業実態調査』（1983年，1988年，1992年）を用いて，その原因を検討している。

手法としては，年金受給権者の行動が3時点でのように変化したかを，在職老齢年金の制度変更があった60歳代前半層と，それがなかった60歳代後半層で比較するという，「差分の差分」による検定を行った。その結果，83年から88年にかけて既に60歳代前半層の労働供給の増加が観察されており，89年の在職老齢年金制度の改正による影響は大きくなかったことが示されている。この分析においても，小川論文で用いられた「本来年金額」が用いられている。在職老齢年金の効果を分析した研究には，動学的モデルを用いた岩本論文³⁾もあるが，岩本論文においても89年改正の効果は小さかったことが指摘されている。

大石亜希子・小塩隆士（2000）「高齢者の引退行動と社会保障資産」

大石・小塩論文は，ライフサイクル的観点から引退行動を分析するために，オプション・バリュー・モデルの枠組みを用い，1996年『高齢者就業実態調査』（労働省）の個票データを基にして，個々人の年金と雇用保険からの給付を含めた社会保障資産やオプション・バリューを推計した。その結果，次の3点が示されている。(1) 社会保障資産は，厚生年金の支給開始年齢の60歳でピークになる。(2) 社会保障制度は，60歳までは20～30%の賃金補助金として機能するが，60歳以降の就業には40%を超える賃金税として機能する。特に，64歳から65歳への退職引き延ばしは100%課税される。(3) 引退のオプション・バリューは年齢とともに減少する。

さらに，引退率を説明する推定式を推定した結果次の3点が明らかにされた。(1) 在職老齢年金は60歳代前半層の引退確率を4～7%ポイント引き上げている。(2) 失業給付は65歳以降の就業に強いディスインセンティヴを持つ。(3) 高齢者雇用継続給付は，就業意欲促進効果を持つ。本研究は，オプション・バリューアプローチを用いた日本で唯一の研究例である。

紹介者コメント



大竹文雄

（大阪大学社会経済研究所教授）

大竹 年金と就業については，ここでは3つの論文を取り上げました。

1つ目は小川論文です。年金が高齢者の就業行動にどう影響を与えるかという実証研究は，以前から慶應大学の清家先生の先駆的な業績がありました。しかし，当時からの問題点は，在職老

齢年金による減額措置というのがあって、年金から就業というルートだけではなくて、就業すると年金額が減額されるという逆のルートがある。そのため、どうすれば、同時方程式バイアスを除去して年金の効果を調べられるかが、大きな課題だった。

小川氏の一連の研究はそれに対するブレークスルーで、減額されてない年金額をデータから推定し、それを本来年金額としたわけです。本来年金額が就業行動にどういう影響を与えるかという形で分析を行った。これは、大きな功績です。

安部論文は在職老齢年金の制度改革の効果を見ようということで、制度改革を受ける人と受けない人を比較して、労働供給の効果がどう違うかを分析しようとした研究です。これも新しい手法を用いた分析になっています。

大石・小塩論文は、前者の2つの論文にはそういう観点がなかったんですが、動学的アプローチで、いつの時点で退職するかをオプション・バリュー・アプローチを使って分析した。クロスセクションデータから推定するという非常に大変な作業をしたわけですが、理論と整合的な形でオプション・バリューが大きく下がる時点で退職する人が多いという点を実証しています。なお、動学モデルを使った実証分析としては、すでに指摘した岩本論文も大きな貢献をしています。

要するに、年金が就業行動に与える影響という分野において、本来年金という新しい一種の操作変数が出てきたこと。制度の変更を受ける人と受けない人の違いによって制度の影響を捉えようとする、差分の差分という分析指標が出てきた。そして、動学的モデルで引退時期決定モデルを実証研究に取り入れる試みが出てきた。この3つのタイプの動きがこの分野の実証研究で起こったと整理できます。

ただし、この分野ではひとつ課題があります。つまり、小川さんの研究は、在職老齢年金を就業についての課税効果ではなくて補助金効果という形で捉える。在職老齢年金は月例賃金を対象に年金が減額される。しかし実際には賞与でそれを抜けるという方法があって、実際には課税に当たつ

ていないというのが小川さんの立場です。したがって、在職老齢年金は就業に対する補助金になります。

これに対して他の人の多くの研究は、月例賃金を賞与すべて振り替えることはできない、だから、ディスインセンティヴ効果があると考えます。この点は、まだ決着がついてない。賞与と月例賃金の両方のデータと年金のデータが得られないことが問題点になっているという状況です。

なお、経済学的には、「年金は就業行動に中立的にすべきである」というコンセンサスがありますが、様々な研究を通じて、年金と就業との関係を実証的に示していくことは、今後も続けるべきだと思います。

討 論

在職老齢年金の就業への影響

岩本 これまでの研究の政策効果に関する結論としては、在職老齢年金は就業を阻害する効果はあったけれど、制度改革が小幅だったので、改正の影響自体はなかなか観測されないという理解でいいんでしょうか。

大竹 それでいいと思いますが、小川さんの立場をとると、そもそも在職老齢年金は需要を促進する形になっている。改正の効果が小さかったというのは一致しているんですが、ディスインセンティヴ効果はない。合法的に減額を回避できるということから、全部補助金の効果であるという解釈です。

岩本 小川さんのモデルは本来年金と在職老齢年金と両方の変数が入っていますよね。もし在職老齢年金の減額支給がなければ、両方に同じ数字が入る。在職老齢年金が少ないということは減額支給が大きくされているということですから、減額支給の就業阻害効果は、その定式からあらわれているのではないかと解釈していたんですが。

小塩 94年改革の効果については分析されているんですか。

岩本 94年改革の効果に関しては、文献リストに挙げた研究ではまだ取り上げられていませんが、大竹さんの研究⁴⁾も含めて、いくつか未発表

の研究が行われているところなので、次回、こういう企画が持たれれば94年改革の影響が明らかになると思います。

ところで、私もこの分野の研究をしたのですが、そのとき疑問に思ったことがあります。つまり、労働供給を分析する場合、市場で労働を供給するかどうかという意思決定ができるという前提に立つわけですが、高齢者の就業機会がなかなか得られないという具体的な問題が指摘されています。その場合、自由な労働供給モデルは成り立たないことになりますが、この点について労働経済学の専門家の意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

大竹 おっしゃる通りですね。就業機会が限られている時に、供給モデルだけでいいのかという問題点はあるかと思います。そこをどう処理するかというのはなかなか難しくて、例えば有効求人倍率とか地域ダミーを入れるという形で、需要条件を少し取り入れるという形のモデルもあります。しかし、もともとのモデルが供給モデルのところに、そういうアドホックな形でどれだけ入れていかというのは問題だと思います。

小塩 私も、在職老齢年金の改正や高年齢雇用継続給付の導入の効果は、どちらかというと労働者側じゃなくて企業側に影響しているような気がしてなりません。年金面でいくら就業行動を促進するような効果が働いたとしても、需要がもともと弱い世界では、その効果は賃金を引き下げるといった形で企業側に帰着しているような気がします。高齢者向けの賃金というのは、「あんたは年金をもらっているんでしょ」と言って設定されているという話はよく聞きます。岩本さんがおっしゃったように、需要側の分析は確かに必要です。

それとダイナミックな就業行動についての分析ですが、まともにやろうと思うと不可能です。大石さんと私の論文にしても、もともとクロスセクションのデータをダイナミックなものとして読み替えるというのはほとんど無理な世界の話であって、統計の整備が必要だと思います。この仕事はNBERの国際プロジェクト⁵⁾の副産物みたいなものですが、プロジェクトに参加している國のな

かで、パネルデータを持っていないのは日本だけです。ほかの国はダイナミックなモデルが簡単にできるので、そこで非常に肩身の狭い思いをしました。是非このへんのデータの整備をお願いしたいと思います。

データ面で言いますと、小川さん、安部さん、それぞれ非常に意味のある工夫をされて感服しますが、データの信頼性に問題があると思います。木村論文⁶⁾を読むと、在職老齢年金の制度を無視して満額で年金をもらいながら就業している人もけっこういるようで、そういう人たちの分析があまりありません。在職老齢年金の効果、高年齢雇用継続給付の効果を分析する場合は、ミーンズ・テストがかかっている、あるいはかかろうかという人の行動に注目しているわけです。しかし、実際は、その制度が適用されてないとか、知らないとか、知っていても無視してしまう人もけっこういるのではという気もしますが、いかがですか。

大竹 制度的に無視できるかどうかはよくわかりませんが、パートタイムとか自営は可能ですよね。もうひとつは、ボーナスのシェアを大きくすることで減額から逃れることができ合法的に可能ですから、多くのケースはそういう形だと思います。非合法でなされているかというとわかりませんが、結局は補助金になっていて、企業側が賃金を減額するインセンティヴになっている。それが高齢者の労働需要を増しているという議論も可能だとは思います。しかし、そういう形で就業形態や賃金の形態を歪めていることは間違いないわけです。補助金政策として在職老齢年金制度を考えるのであれば、就業形態に歪みをもたらすことがない形にすればいい。補助金として機能しているにしても、働き方に歪みを持たせるというのが一番大きな問題だと思います。

就業行動に対して中立的な年金制度

小塩 その点に関連するのですが、大竹さんが指摘されたように、経済学的には年金という仕組みは就業行動に対して中立的であるべきだと、私もそのように思いますが、年金を担当している政府当局としては違う考え方があると思うんですよ。

そもそも年金はなんのためにあるのかというと、高齢時に所得が減った時にみんなで助け合いましょうという仕組みですよね。そういう仕組みだったとしたら、あなたは働けるから減額しましょうというのは構わないじゃないかという反論が出てくる。

これは年金という保険の仕組みにどうしても出てくるモラルハザードの問題ですね。モラルハザードの問題を回避するための制度改革はけっこうしんどい。ひとつ考えられるのは全部積立方式にしてしまって、払った保険料と将来もらう年金の現在価値が常に一致するようにすればいいわけですが、そこまで追求するのかわからないところがあります。

大竹 財政方式のここまで行ってしまいます、その通りだと思います。年金を積立方式にして、アクチュアリーフェアなものにすればいい。働けない時に所得を保障するというのは失業保険ですね。確実に引退時の所得を保障するものと、健康上の問題や技術革新の問題で所得が低下するのを保障する保険とは分けた方がいいとは思うんですけどね。

岩本 賦課方式の場合でも年金を裁定する時に将来の給付原価というものがある程度確定されるわけですから、それを前提にして支給年齢を各自に選ばせるようにして、年金数理上正当な形で減額するなり増額するなりという仕組みをとれば、就業に関しては中立的な仕組みができるのではないかでしょうか。これはよく指摘されることなのですが。

小塩 将来の分析テーマですが、支給開始年齢が60から65に徐々に引き上げられていきますよね。完全に65歳まで引き上げられたら、60歳代前半において年金はまったくなくなってしまう。細かくいえば保険料の拠出が影響するかもしれないけれど、年金給付と就業との関係がだんだんと薄らいでいくはずです。2025年ぐらいまでかかると思うんですが、60歳代前半層の就業構造がどのように変わっていくかは興味深いテーマです。そもそも在職老齢年金が存在しなくなる世界ですね。年金が就業にマイナスの影響を及ぼすとして

も、その規模自体が小さくなる可能性がある。

岩本 小塩さんが触れられたNBERの国際プロジェクトを見てもわかるように、どこの国でも、年金の支給開始年齢のところに退職者が集中する傾向があります。日本でも、支給開始年齢が上がっていくとともに退職者の集中も同じように上がっていくのか、それとも定年年齢が固定されて、乖離が生じるのかということは今後興味深い課題だと思います。

大竹 日本の定年年齢は55歳でしたから、もともと乖離があったのですが、定年と年金支給開始時期が偶然一致していたのが、またかつてのように乖離が生じるということだと思います。60歳時点における退職の集中の程度が緩くなるだろうということは予想できると思うんですが、どの程度進むかは、今後、制度が変わっていく中で実証していくべきことだと思います。

4 年金とマクロ経済

論文紹介（大竹文雄）

Wakabayashi, Midori (2001) "Retirement Saving in Japan : With Emphasis on the Impact of Social Security and Retirement Payments"

本論文は、佐藤和夫教授が提唱した目標貯蓄仮説を用いて、公的年金、退職金、恒常所得が退職後の生活のための目標貯蓄に与える影響を分析している。その際、「公的保障と自助努力に関する意識調査」という生命保険文化センターが行ったデータの個票を用いて分析している。なお、本データは、東京大学社会科学研究所のデータアーカイブによって公開されているものである。

本論文では、クロスセクションの個票データから公的年金資産を推定し、それが目標貯蓄額に与える影響を丁寧な実証分析によって分析している。公的年金資産は、「理想的」な退職後のための貯蓄額に対してはマイナスの影響を与える。しかし、現実の退職後貯蓄額に対しては、有意な影響を与えていない。また、老後のための目標貯蓄額に対して公的年金資産は、プラスの影響を与えるとい

う理論と整合的でない結果も得られている。

こうした不安定な結果は、社会保障資産の推定にあたっての情報に限界があること、サンプル数が少ないとなど様々な原因が考えられる。公的年金が貯蓄に与える影響を正確に知ることは重要な課題であり、今後も研究の進展と正確なデータの公開が必要である。

麻生良文（1997）「少子化対策は年金負担を軽減するか」

麻生論文は、「年金の財政問題を解決するためには少子化対策が必要だ」という議論に対して、ライフサイクル・シミュレーションモデルを元に、説得的に反論を行ったものである。本論文は、4つのことを明らかにしている。

第1に、少子化・高齢化に関して通常議論されている問題を経済学的な観点から整理し、少子化・高齢化の問題とは、基本的には公的年金制度が賦課方式で運営されているために生じる問題であることを指摘している。第2に、少子化対策の効果を議論する場合には、効果の大きさとその効果が現れる間でのタイム・ラグが重要であることを指摘している。第3に、賦課方式の年金制度が存在しなければ、少子化・高齢化自体は望ましい効果を持つことを明らかにしている。第4に、賦課方式の年金制度のもとでは、出生数の回復は年金制度から発生する次世代負担をほとんど軽減しないことを明らかにしている。

したがって、少子化対策によって21世紀後半に人口構成の高齢化が食い止められたとしても、公的年金のもたらす負担は軽減されない。また、シミュレーション分析によれば、賦課方式年金の廃止に伴う「二重の負担」が小さいことが明らかにされている。

八代尚宏他（1997）「高齢化の経済分析（研究1）」

八代他論文は、年金制度とマクロ経済との相互関連を明示的に捉えた計量モデルを用いて、現行制度を続けた場合、年金保険料を引き上げた場合、賃金スライドから物価スライドに変更した場合等さまざまなシミュレーション分析を行っている。

第1に、現行制度のままでは、公的年金が維持できないことが示されている。少子化・高齢化という人口動態要因は、年金財政に対して極めて大きな圧力となる、新中位推計を前提とすれば、厚生年金の場合は2030年頃、国民年金は2015年頃に赤字に転じ、その後赤字は累積的に拡大する。出生率の回復を新中位推計ほどには見込んでいない新低位推計の場合は、事態はより深刻なものとなる。

この年金財政の悪化に対して、保険料の引き上げで対応するとすれば、年金財政を維持するためには必要な最終保険料率は、厚生年金の場合37%，国民年金の場合34,700円と試算される。したがって、今後の人口変動リスクに対応するためには、年金支給条件を中心とする追加的な制度改革が必要となる。なかでも賃金スライドから物価スライドへの移行が有効である。本論文では、年金制度改革が個人の生涯にわたる予算制約に与える影響を世代別に分析している。年金支給条件の厳格化と保険料率の引き下げを組み合わせた制度改革は、世代間の不平等を改善することが示されている。

紹介者コメント

大竹 これは広範なテーマなんですが、3つの観点から論文を選びました。1つ目は若林論文で、年金が貯蓄行動に与える影響についての研究です。2つ目は麻生論文で、ライフサイクル・シミュレーションモデルを使って年金の財政問題を扱う。これは次に出てくる加藤さんの論文とも関係しますが、年金財政を立て直すために、出生率を上げるとどの程度の効果があるかというシミュレーションを行った研究です。3つ目は八代先生たちが旧企画庁のプロジェクトで行った論文です。従来のマクロモデルと呼ばれるものです。

最初の若林論文が扱っているのは、年金が貯蓄にどういう影響を与えるかという重要な研究テーマなんですが、最近こういう分析があまりなかった中で貴重な存在といえます。若林論文では個票データを使って、さらに理論枠組みで目標貯蓄理論を使っているわけですが、実証結果そのものは公的年金と貯蓄との関係がはっきりしない形にな

っています。

問題点としては、年金についての情報の精度が個票データから得られるものに限界がある、大きな測定誤差があるという点。そのために、はつきりした研究結果が出ないのでないかという印象を受けました。データ上の問題が、年金が貯蓄に与える影響についてあまり多くの研究結果が出ていないひとつの理由になっているのではないかと思います。

麻生論文は、年金財政の問題を解決するには少子化対策、つまり、出生率を上げればいいではないかという意見があるのですが、それに対してライフサイクル・シミュレーションを行って、少子化対策を行っても年金財政は解決しない、むしろ賦課方式の年金制度を変えることが望ましいという結果をもたらしています。これはある程度、経済学者の中で合意されていたことだと思うんですが、それをシミュレーションで出したことに意義があるのでないかと思います。

八代他論文は、これは麻生さんのようなライフサイクル成長モデルではなくて、旧厚生省の財政再計算あるいは先ほど出てきた八田先生たちがなさった年金財政モデルを労働供給の部分を内生化して、マクロモデルを作つて年金財政を分析しています。マクロモデルを年金のような長期の分析に用いることは非を議論したいと思います。

討 論

年金分析から見た少子化問題

岩本 このトピックは、まとまったトピックを抽出した後の残りのような形で分散していますが、それ大事な論点ですので、順を追つて議論していきたいと思います。

最初の若林論文について私から2点ほどコメントをしたいと思います。第1点は、これまでマイクロデータは大学に職をもつた研究者でもなかなか利用可能ではなかったんですが、若林さんのように大学院生がマイクロデータを用いて研究を行える環境が整ってきたことは大変うれしいことです。

第2点は、若林論文は目標貯蓄理論に従うかどうか

を検証しているんですが、私としては目標貯蓄の水準自体が適切であるかどうかがより重要な問題ではないかと思います。というのも、公的年金の根拠として、先ほどあげた3つの理由の1つである近視眼的な貯蓄行動をとらせないようにするという目的から見れば、近視眼的貯蓄行動をとっているかどうかを検証することは政策的に重要な意味があるからです。目標貯蓄水準が老後の生活を賄うのに十分な水準であるかどうかというところまで踏み込んだ研究をされれば、もっと論文の価値が高まつたと思います。この課題はこれまでの日本の貯蓄の研究の中でもまだ十分に分析されていないテーマですので、これからもっと多くの研究が出てしかるべきだと思います。

研究手法ですが、諸外国では様々な手法がとられています。例えば退職前後で消費水準が落ち込むかどうかということで、貯蓄が十分にあったかどうかを検証する手法などがあります⁷⁾。

大竹 岩本さんがおっしゃった貯蓄水準が十分かどうかということについては、本当に研究がないですね。日本は貯蓄率が高い。高すぎる貯蓄率自体が問題で、高い貯蓄率のもとで老後貯蓄が十分あるのかどうかということを検証した研究が意外になかったというのはおっしゃる通りです。今後、年金を民営化するという議論が進んできた場合、高齢者の貧困問題がどれだけ深刻になるかという上で重要な研究テーマだと思います。

岩本 麻生論文は大竹さんが指摘した通り、少子化対策を経済学的に考えたときの標準的な見解ではないかと思いますが、経済学者以外にはなかなか受け入れられない面もあります。その意味で、これは経済学の理解度をはかるリトマス試験紙のようなものかもしれません。

もう少し付け加えますと、シミュレーションをしなくともいくつかの結論はわかると思います。例えば開放経済で賃金と金利が動かないという状態を考えますと、個人がライフサイクルで貯蓄をすれば、その人の予算制約式というのは人口の状態に全く影響を受けないわけですから、高齢化社会がこようとも逆の人口構造になろうとも、その世代の経済・厚生には何も影響を与えない。すな

わち少子・高齢化社会の老後は自分で面倒をみるという状態であれば、何も経済・厚生の悪化をもたらさないということが、あえてシミュレーションモデルを使わなくてもわかります。

小塩 私も麻生論文に触発されて年金と出生率に関する論文⁸⁾を一本書いたほどで、少子化対策よりも年金制度を直した方が手っ取り早いというのはその通りだと思います。

ただし、ここで考えないといけないのは、社会保障改革の人口動態への影響です。これは10年、20年じゃなくて、50年、100年という単位の話だろうと思います。我々が社会保障の分析をする場合は、人口動態は与えられたものとして処理するわけです。しかし、ここまで少子化が進んだひとつ背景には高齢者向けの社会保障制度の充実があったと思います。子どもに頼る必要がなくなってきた、だから少子化が進んだという面もあると思いますので、一步踏み込んで、人口動態への社会保障制度改革の影響についても視野を広げる必要があると思います。

マクロモデルはどこまで有効か

岩本 先ほど小塩さんから一般均衡で考えなければいけないという指摘がありましたが、八代他論文はマクロモデルという形で一般均衡の影響を示しています。小塩さんは逆に、私は経済主体の行動を考えない研究の方を弁護させていただきますと、一般均衡分析では経済主体の行動が正しく捉えられていないと逆に誤差が大きくなる可能性もあるわけです。ですから、八代他論文のような一般均衡分析の評価をする場合には、どれだけ行動方程式が正しく捉えられているかという観点から吟味することが大切ではないかと思います。

八代他論文はマクロモデルの手法を使っていますので、基本的には集計時系列データを基に行動パラメータを推定するという形になっています。実証研究の進展を見ると、集計時系列データですと十分な説明変数の変量が得られないということで、マイクロデータを利用するという方向に進んでいます。マイクロデータで行動パラメータを推計しておいて、それをマクロデータに応用すると

いう分析手法も外国では行われているので、そういう手法を取り入れるなりして行動パラメータをより正確に捉える必要があると思います。

特に八代他論文では経済主体の最適化行動というミクロ的基礎づけにはよらない行動パラメータがずいぶん出ていますので、例えば貯蓄行動がどれだけ正しく捉えられているかということは検討する必要があるという気がします。

小塩 私はこの研究に関わった当事者なので耳の痛い批判ですが、同意せざるを得ません。こういうオーソドックスな計量分析で年金の将来推計をやるというのは、やはり無理なところがあります。過去10年間のデータを使った推計で、将来50年の予測をするわけですから。ほかにも、推計式で対数を使うと50年延ばすとどこへ行くかわからないということもあって、できるだけモデルを線形にせざるを得ませんでした。

あえて長所を言わせていただきますと、年金の細かい制度改革の効果を分析することができます。千何本という方程式があるんですが、9割以上は定義式です。いろんな年金の制度を細かく捉えた式でかなり忠実に現行制度を反映させていますので、1年単位の細かな制度改革の効果をシミュレーションで分析することができるという長所があります。

もちろん、その長所は必ずしもマクロモデルでないとダメだというものではなくて、定義的なところはぶらさがりのブロックを作つておいて、中核になるところは新古典派的な効用最大化モデルで構築するという手はあると思います。

岩本 厚生労働省の行う年金の財政再計算などと比べて、一般均衡のフィードバックを受けた形の年金財政の計算によって新たに得られる知見にはどのようなものがありますか。

小塩 シミュレーションの結果に最も影響を及ぼすのは金利です。金利もモデルをオープンにするかクローズにするかによって全然違ってきますので、それを見極めるのが大変だろうと思います。もうひとつ、フィードバックの効果として重要なのは就業行動への影響です。社会保障負担が就業行動にどういう影響を及ぼすかというのが大きな

ポイントです。

大竹 マクロモデルでは、将来の制度変更が現在の行動に及ぼす影響を捉えるルートがあまりないんですね。そこがマクロモデルの限界だと思います。

一方、これだけ複雑なものをライフサイクルの普通のモデルに取り込んで、うまく計算できるかどうかというのも難しいと思うので、両方からのアプローチで、どこまで結果に違いが出ているかというのを分析していくことが今後も必要だと思います。

もうひとつのアプローチは、先ほど岩本先生がおっしゃったみたいにパラメータをマイクロデータから推定して、きっちり押さえるという形で厳密さを保っていくということでしょうね。

5 年金の財政方式

論文紹介（岩本康志）

Ryuta Kato (1998) “Transition to an Aging Japan”

加藤論文は、日本経済で高齢化が進展していく過程において年金財源の調達方法のマクロ経済・世代ごとの厚生に与える影響を、ライフサイクル一般均衡モデルによるシミュレーション分析によって検討している。モデルでは、80期間を生きる消費者が利己的動機に基づき退職時に必要な貯蓄を行っているが、寿命の不確実性が存在するが私的年金が整備されていないために、早死にした場合に意図せざる遺産が後世代（その時点で50歳の世代）にのこされる。

将来の年金給付費の財源としては、1985年の政策変数の水準から、(1)年金保険料(賃金税)を上昇させる、(2)消費税率を上昇させる、(3)利子所得税率を上昇させる、(4)相続税率を上昇させる、の4つの選択肢が考えられている。

いずれの選択肢のもとでも、貯蓄率は今後低下を続け、2040年までには負値をとると予測されている。貯蓄率の低下は年金保険料を上昇させた場合が最も大きい。2015年までは消費税率上昇

の場合がもっとも貯蓄率が高いが、それ以降は相続税率上昇の場合が最も高くなる。将来世代の厚生への影響では、年金保険料上昇の場合を上回る効用を得る世代が、消費税率上昇と利子所得税率上昇の場合では1930年生まれ以降で、相続税率上昇の場合では1945年生まれ以降に生じる。1930年から1970年生まれの世代では消費税率上昇の場合が最も効用が高いが、それ以降の世代では利子所得税率の上昇が最も高くなる。

小塙隆士 (2000) 「不確実性と公的年金の最適規模」

賦課方式か積立方式かという年金の財政方式の選択については、不確実性が存在せず金利が経済成長率より高い場合には積立方式が望ましいことが知られている。しかし、投資収益が不確実な場合には、賦課方式年金が退職後の消費に関する不確実性を低減する効果を持つため、賦課方式年金の存在が消費者の厚生を高める可能性がある。本論文は、日本経済のデータに立脚して、その効果を推計するとともに、望ましい賦課方式年金の水準に関する議論を行っている。

2期間のライフサイクルモデルにおいて、確定拠出の賦課方式の年金があることが想定される。積立方式年金あるいは民間貯蓄の収益率は金利であり、賦課方式年金の収益率は賃金成長率となる。両者の収益率に不確実性が存在する場合には、両方式の年金をもつことがリスク分散につながり、経済厚生を高める可能性が示される。

日本経済の過去20年間のデータから得られる収益率の平均・分散のパラメータのもとで、望ましい賦課方式年金の水準を計算したところ、若年期消費の0~12%の水準となり、24%を超えると、賦課方式年金が存在しない場合よりも効用が低下することが示される。現行制度の賦課方式年金の規模(39%と推定される)は将来所得の不確実性軽減という目的から正当化される水準よりもはるかに大きいことが指摘されている。

浜田浩児 (1998) 「インフレ・リスク、高齢化と公的年金、個人年金の機能」

本論文は、インフレ・リスクが存在する場合に、

その影響を受ける個人年金とその影響を受けないで賦課方式で運営される公的年金の優劣の比較を行っている。

1930年から1995年生まれの世代ごとに、完全賦課方式年金あるいは現行の基礎年金・厚生年金の給付額と個人年金の給付額を、40歳で保険料を拠出し、65歳に平均余命の半分を加えた年齢で年金を受給するとの前提で、比較している。現役世代の人口比率の低下傾向を受けて、1954～1957年生まれ以降の世代では、給付額の期待値は個人年金が大きくなるとされる。

しかし、個人年金の給付額についてはインフレ・リスクがあるので、期待値の差がインフレに対するリスクプレミアムの範囲内ならば、確定給付の公的年金の方が望ましい。リスクプレミアムが投資収益の分散と相対的危険回避度の関数で表されるモデルのもとで、1950年から1994年までのデータから推定された分散を前提にすると、相対的危険回避度が1.7を超えていれば、消費者は確定給付の公的年金を選好することがわかった。つぎに、消費の成長率が相対的危険回避度と金利の関数となる関係を利用して、わが国の消費者の相対的危険回避度を推定したところ、1.7を上回っていると考えられる。したがって、すべての世代にとって、確定給付の公的年金の方が個人年金より望ましい。

しかし、本論文では、公的年金の水準は現役世代がその負担に同意する水準（自らの個人年金のみで老後に備える場合に選択するであろう保険料水準）を超えることはできないと想定する。この考えに基づいて計算された公的年金の給付限度を現行の給付水準が超えているので、給付水準を引き下げて、個人年金に代替することが望ましいとされる。

紹介者コメント

岩本 このトピックでは、年金の財源となる税・保険料の徴収ベースとして賃金所得と消費のどちらが望ましいのかという問題と、最適なリスク分散を行うには積立方式と賦課方式をどのように組み合わせればよいのかという問題の2つを取

り上げます。

加藤論文のシミュレーションは一般均衡モデルですので、政策変数が金利、賃金、貯蓄などの内生変数に与える影響が考慮されていることが特徴です。こうした分析は内生変数の反応を考慮しない分析よりも精緻化されてはいますが、前に述べたように、内生変数がどのように政策変数に反応するかが正しく定式化されていないと、むしろ誤差が大きくなってしまう危険性をもっています。

社会保障の財源として消費税を充てるという構想がよく議論されます。経済学的に整理すると、賃金所得税と消費税の大きな違いは、税を支払うタイミングにあります。すなわち、消費税のもとでは老後の消費のために賃金所得から貯蓄した部分には現役時には課税されませんが、賃金所得税では現役時には課税されるかわりに、老後に消費する時点では課税されません。賃金所得税から消費税に切り替えると、切り替え時の退職者の税負担が重くなるという効果をもちます。ただし注意しないといけないのは、わが国では公的年金には物価スライドがあるために、消費税増税分だけ年金給付が増額されますので、年金所得者の実際の税負担が重くなるとは限らないことです。

資本所得に課税した場合には、資本蓄積の阻害効果から経済厚生が悪化すると考えるのが普通ですが、加藤論文では将来世代にとっては利子所得税率上昇の方が経済厚生が高いという、やや意外な結果が得られています。論文では十分にその理由が説明されているように見えず、どのような理由でこのような結果が導かれたのかは、正直なところ、私にははつきりとしません。

小塩論文と浜田論文は、リスク分散の観点から賦課方式のもつ意義を考察したもので、フェルドスティンが賦課方式による年金が貯蓄不足を引き起こす有名な論文⁹⁾を発表した時期には、リスク分散の重要性はまだ学界では認識されていませんでした。このため、資本蓄積へは中立的である積立方式が、悪影響を与える賦課方式よりも望ましいというのが、これまでの経済学者の主流意見であったと思います。

しかし、リスクに関する認識が深められた現在

では、積立方式には資金運用に関するリスクがあるため、必ずしも積立方式が望ましいとは限らないことがわかつてきました。賦課方式には資金運用のリスクはありませんが、人口・経済成長率のリスクの影響を受けます。したがって、経済のリスクの状態によって賦課方式か積立方式のどちらが望ましいかが変わってくるし、両方の方式を組み合わせることで、効果的なリスク分散を図ることもできます。

このトピックは、現在もっとも精力的な研究が世界的に進められているところです。望ましい積立方式と賦課方式の組み合わせ方を示すことは、政策的に非常に重要な意義をもっていますが、これから長期的な経済のリスクの状態を評価する際に、過去の経験がどれだけ適切な指標となるかが、研究の大きな課題となっています。

さて、ここで取り上げた2つの論文ですが、分析の進め方が両論文で違っていますので、一概に比較はできないのですが、小塩論文は積立方式への移行を指向しているようですが、浜田論文は現在の賦課方式の利点を示すことに力点を置いているように見えます。ひとつの理由は、小塩論文では両方式にかかるリスクが考慮されていますが、浜田論文では積立方式にかかるリスクのみが考慮されていることがあるかと思います。

浜田論文について少しコメントしておきますと、論文ではインフレ・リスクと呼ばれていますが、これは広く資産運用に関わるリスクと解釈し直すこともできるだろうと思います。また、本論文では公的年金の水準の限界が、現役世代が個人年金のみで老後に備える場合の保険料水準にあるとしていますが、賦課方式で公的年金が運営されている環境はまったく違うものになるので、現役世代がこのような保険料を基準にする行動をとる可能性については、私は懐疑的です。

討 論

ライフサイクル・シミュレーションモデルの意義

大竹 加藤論文は、ライフサイクル・シミュレーションモデルを、寿命の不確実性がある中で、遺産があった時にまで拡張するというやり方です。

どこに難しさがあるかというと、寿命の不確実性があるということは、早く死ぬ人と長く生きる人で遺産の額が変わってくる。そのタイミングが違うと、どこで遺産が相続されるかで、資産の中で異質性が生じてしまうわけです。加藤さんの場合は強制的に全額を政府が取り上げて、一律50歳の人に配るという形で異質性が生じないように処理するという形で単純化しているわけですね。

そういう一種独特の再分配方式が結果にどこまで影響するのかというのも重要だと思いました。遺産まで考えたライフサイクル・シミュレーションの一般均衡モデル、しかも移行過程も分析するという非常に野心的で困難なことを行ったことは高く評価できるし、それを分析するというのはいいと思うんですが、先ほど岩本さんが指摘したように簡単に解釈できないような結果が出てくる時に、そういう特殊な再分配制度が大きな影響を与えているという気もします。

岩本 結論を解釈する際に、背後にある経済学的な理由があまり明らかになっていないというのがこの論文の残念な点で、いろんなことは推測せざるを得ない状態になっています。我が国の現状では遺産相続が重要な位置を占めていますので、それをモデルの中でどう定式化するかが必要になります。遺産動機と、遺産がどのように次の世代に手渡されるかをどう定式化するかは、技術的にも大変難しい問題です。

加藤論文では各世代に代表的個人が存在すると想定していますから、世代内の異質性は考慮されていないわけで、遺産の大小による違いは反映させられないというきつい制約があると考えられます。この部分が現実的でないことがモデルの結論に影響を与えている可能性も否定できません。それをチェックするとすれば、世代間の異質性を考慮した、各世代に多数の個人がいるという、先ほど議論したマイクロシミュレーション的な分析に進んでいくことが考えられます。計算機の能力が上がっていますので、各世代に多数の経済主体を考慮するという分析も実現可能な視野に入っていると思います。

小塩 シミュレーションの結果をどのように評

価するのかというのが難しかったですね。

岩本 それは全く同感です。

小塩 特殊な所得再分配の装置によって説明がつくのか、あるいは違うのか、そこがよくわからなかつた点ですが、非常に野心的です。

大竹 これはいわゆるマクロモデルと似ていますよね。モデルが複雑になってくると、いったいどこから結論が出てきているのか解釈しにくい面がある。感度分析というか、一種の比較静学みたいなものをいろんなケースで行って、その原因を究明するという作業も必要になってくるでしょうね。これを複雑化して異質な主体がいて、そして遺産の相続の仕方も複雑な形にしてシミュレーションするというのは計算機とプログラミングの能力さえあればできる状況になってきたので、そういう野心的な研究をする人が出てきてもいいと思います。この分野の研究者はあまり増えてないんですか、日本国内では。

岩本 文献リストにあがっている上村さんを初めとして何人かの若い人が取り組んでいますので、十分活発な分野だと思います。

小塩 アウアバッック・コトリコフ流のダイナミック・フィスカルポリシーをベースにしたような分析はある程度まで来ているんじゃないですか。上村さんの分析は加藤さんのとはちょっと違いますけど、制度改革の政策シミュレーションとしては行きつくところまでできているような気がします。

大竹 ただ、不確実性を入れたり、遺産の受け渡しの仕方とか、異質性が入ってきたりすると、複雑性が一挙に増すと思うんです。

岩本 モデル分析の手法だけではなく、財源調達として消費税か賃金所得税か所得税かというあたりの議論もあるかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

小塩 私は個人的には消費税派です。年金のひとつつの問題点が世代間の所得の再分配であるとすれば、消費税は確かに物価スライドという問題点はありますが、物価スライドは定常状態ではあまり大きな影響をもたらさない。各世代から広く財源を求める消費税シフトの方が、年金のもつてゐる所得再分配効果を相殺するわけです。それを考

えると、消費税にはいい点数をあげてよいと思います。

大竹 世代間移転を是正するという問題だと、年金の減額あるいは世代を絞った保険料率の増額といった方法の方がダイレクトです。消費税でやるというのは薄く全世代に課税ベースを求めるという意味で格差を緩めるんですが、局所的な問題のために全体的な網をかけて解決するという感じもします。どっちがやりやすいかという政治的な議論になってくるのかもしれません、純粹に経済学的に言ったら、格差が起こっているんだったらダイレクトな手法で解決した方がいい。

賦課公式と積立方式の優劣比較

岩本 政策的な議論は第2部の方でも取り上げたいと思います。小塩論文と浜田論文についてはいかがでしょうか。

大竹 インフレ・リスクの取り上げ方の問題点を岩本さんは的確に指摘されました。小塩さんは賦課方式のリスクをきっちと評価して、積立方式と比較する。浜田さんは賦課方式のリスクをカットしている分だけ賦課方式寄りに結論が出てくるというのはおっしゃる通りだと思います。

インフレ・リスクの評価の仕方が、過去のデータに基づくと過大になるのではないかと思いました。ひとつは規制金利体系の下でのデータと、金利が自由化された下でのデータとでは、評価がだいぶ違うだろう。また、狭い意味のインフレ・リスクだけなら、それを公的年金、賦課方式でやるよりは、インフレインデックス債を発行するなどダイレクトな金融手段で回避する方がよっぽどいいような気がするんですね。その上で積立方式でやれば、狭い意味のインフレ・リスクそのものは回避できるのではないかと思いました。

岩本さんが指摘されたように、インフレ・リスクではなくて、広い意味の金融資産リスクまで広げると、それだけでは解決しないと思うんですが、純粹にインフレ・リスクだけであれば別の対処の仕方があるのでないかと思いました。

小塩 私も浜田論文を改めて読んでみたんです

が、私の考え方とそんなに違わないと思いました。違うのは、ひとつは効用関数の設定で、浜田さんは相対所得水準に効用が左右されるという定式化をしているんですね。そうすると、貯金スライドで運営されている年金だとインフレ・リスクが完全になくなる。ですから、リスクはすべて積立方式に移ってしまう。このように効用関数の設定に独特なところがあるので、議論が違ってきます。

もうひとつは、岩本さんが指摘したように、インフレ・リスクという言葉の意味です。浜田論文では「真利率」(名目利子率から貯金上昇率を引いたもの)の分散にインフレ・リスクが連動する仕組みになっています。これはインフレそのもののリスクではありません。私が論文を書いた時に考えていた積立方式のリスクと賦課方式のリスクの両方を、浜田さんは積立方式のリスクとして捉えているようです。

この2つの理由で、浜田論文は積立方式の私的年金に対して点数が辛くなるんですが、アプローチが私と大きく違っているという感じは受けませんでした。

岩本 経済には資金運用のリスクもあるし経済成長のリスクもあるわけですから、積立方式と賦課方式をバランスよく持つというのは自然な考え方です。多くの経済学者が年金制度の設計の基本的な出発点として、このリスク分散の観点から両方式の年金をバランスよく持つという考え方方に賛同するのではないかと私は考えています。

しかし、先ほど大竹さんからもご指摘があったように、過去のデータがどれだけ将来に当てはまるかという点に関していえば、私も日本の過去のデータは将来の参考にあまりならないのではないかと思います。高度成長期やバブル期は特殊な時期だと思います。どこにまともな時期があるかわからないし、21世紀に入って早々、世界経済も先行き不透明ですから、今後どうなるかもよくわからない。最適な配分はどういう形かという数量を示すのが経済分析の仕事になるんでしょうが、データ面の制約があって、これはかなり困難な作業のように思います。

小塩 全く同感ですね。ポートフォリオ選択の

アプローチで公的年金と私的年金のベストな組み合わせを探すというのがひとつのやり方だろうと思います。ただ、理論的にはそうなんですが、実際にどこまで積立方式あるいは私的年金でやるべきかはデータに依存するところがあって、これは非常に難しいです。私的年金、例えば401kの場合なら、モンテカルロ実験などを行って、最適な年金ポートフォリオを探し出すという方法はよく行われています。公的年金と私的年金の組み合わせについても、もう少し研究が進むのではないかと思います。

しかし、仮にポートフォリオ選択的な方法で最適な公的年金と私的年金の組み合わせが答えとして出てきたとしても、例えば最低限度の所得保障とか、公的年金に期待されている役割とどういう関係があるのか、よくわからない点があります。これは第2部のテーマかもしれません。

6 年金市場と逆選択、国民年金の未加入問題

論文紹介（小塩隆士）

田近栄治・林 文子 (1996) 「個人年金市場と逆選択——国民年金基金のケース」

本論文は、日本の個人年金市場において逆選択が発生しているかどうかを、国民年金基金を具体的な例として検討したものである。国民年金基金は、自営業者など国民年金の第1号被保険者のみが加入できる公的年金であるが、加入率は第1号被保険者の数%と極めて低い。その理論的な理由として考えられるのは、保険料率が平均的な寿命の人々に対して高すぎるため、寿命が平均以上の人々は国民年金基金に加入しないという、いわゆる逆選択の存在である。

ところが、本論文では、(1)男女ともに国民年金基金への加入によって生涯効用の増大効果はかなり大きい、(2)女子の場合は、年金数理的に見てフェアな年金に加入した場合より、国民年金に加入した方が効用の改善を図ることができることを明らかにしている。つまり、国民年金基金への加入に際しては、逆選択が生じているとは考

えられないことになる。

それではなぜ国民年金基金の加入率が低いのか、という問題が出てくる。本論文ではその問題に答えているわけではないが、長期間保険料を積み立てることに伴う流動性制約や、老後のリスクと費用に対する人々の過剰な不安がその原因であるとすれば、よりいっそその市場の整備が必要だとしている。

小椋正立・角田 保(2000)「世帯データによる社会保険料負担の納付と徴収に関する分析」

本論文は、1986年から1995年までの4回の「国民生活基礎調査」の個票データに基づいて、自営業者など非源泉徴収世帯の社会保険の給付行動とその変化を世帯の属性と関連づけて分析し、さらにその結果を被用者の場合と比較している。

ただし、「国民生活基礎調査」では国民年金と医療保険の保険料が区別できないため、本論文は両者を合算した社会保険料を分析対象としている。また、国民年金については、すべての国民健康保険の被保険者が保険料を徴収されるものと仮定し、それを国民健康保険の保険料に加えたものを完全保険料と定義する。そして、実際に支払った社会保険料の完全保険料に対する比率を納付率として、それを所得や金融資産、その他の世帯属性で説明している。

本論文の推計によると、所得、前年所得、職業の有無、世代人員などが保険料の納付行動に影響しているほか、若いコーポートほど納付率が低下していることがわかる。非源泉徴収世帯の場合、社会保険は実質的に任意加入に近いが(特に国民年金の場合)、本論文の結果は、純収益率の低下に伴ってかなり広範囲に社会保険からのドロップアウトが発生し、その傾向が若い世代ほど顕著であるという仮説と整合的である。

鈴木 亘・周 燕 飛(2001)「国民年金未加入者の経済分析」

本論文は、国民年金未加入者を含む個票データ(郵政研究所「家計における金融資産選択に関する調査(1996年)」)を用いることにより、国民年

金に逆選択が存在しているかどうかを検証している(ただし、未加入者の大部分を占める被扶養者の学生サンプルは含まれていない)。

国民年金に未加入となる動機として、①流動性制約下にあること、②予想死亡年齢が低いこと、③世代間不公平が存在すること、の3つが考えられるが、本論文は、②、③の理由で未加入になることを逆選択仮説としている。ただし、②については、普段の健康状態が病気あるいは病気がちな人ほど予想死亡年齢が低いと想定し、③については、年齢が若いほど収益性の点から見て国民年金に入るのが損だと考えるはずだと想定している。

推計は、国民年金と個人年金それぞれの加入選択を同時に考慮した Bivariate Probit Model で行われているが、その結果、流動性制約要因のほかに、上記②③の意味での逆選択仮説を裏付ける結果が得られている。また、逆選択要因の方が、流動性制約要因より大きいことも示されている。さらに、未加入確率は、年齢が1歳減少するにしたがって0.24~0.41%ポイント、失業・無業化により5.1~11.1%ポイント、金融資産100万円の減少に対して0.55~1.1%ポイント上昇するという試算も行われている。

紹介者コメント

小塩 逆選択は年金よりも医療分野でよく議論されますが、年金でも無視できないテーマだと思います。最近では若い人たちを中心にして国民年金の未納、未加入が問題になっていますが、逆選択によって若い人たちが年金に入らないのか、あるいは単にお金がないから入らないのかによって政策対応が全然違ってきますので、実証面では重要な問題です。

今日ご紹介するのは3本あります、1つ目は田近・林論文です。これは国民年金基金に入れるかどうかを逆選択と関連づけて行った分析です。国民年金基金は加入者がなかなか集まらないんですが、どうして集まらないのか。ひょっとすると入ると損になるんじゃないかということですね。入ると損になるというのが逆選択だと考えますと、それを実証してみる必要がある。田近・林

両先生の分析によると、入ったら得になりますよということです。でも入らないということになると、逆選択という理屈では国民年金基金の加入率の低さを説明できないということになります。

それとちょっと違う結論を出しているのが小椋・角田論文、鈴木・周論文の2つです。小椋・角田論文は年金に限っていませんが、国民生活基礎調査の個票に基づいて、いろんな社会保障の保険料の給付がどういう要因で説明されているかを分析しています。これを見ると、若いコーホートほど保険料の納付率が低下していることがわかります。この結果を実証分析を逆選択で説明できるかどうかということになりますが、若い人ほど保険料を払っても損だということで、逆選択の仮説と整合的と解釈できるということです。

鈴木・周論文は国民年金未加入者の分析を直接行っていますが、残念ながら学生サンプルは入っていないません。国民年金に未加入の動機として、①流動性制約下にあること、②予想死亡年齢が低いこと、③世代間不公平が存在すること、の3つが考えられますが、②と③の問題が逆選択仮説につながるものと位置づけられています。結論は、やはり若い人ほど健康であり、不公平度が高いことが未加入率を高めているということになっています。

この3つの論文を読んだ私の正直な印象を言わせてもらうと、逆選択仮説を直接実証分析しているのかなという気がします。状況証拠みたいなものは挙がっているわけですが、逆選択そのものが年金市場で発生しているかどうかを直接実証しているのかどうか。

そもそも逆選択は、保険者と個人との間の情報の非対称性にかかる問題ですが、これらの分析で取り上げられている問題は、情報の非対称性をめぐるものなのか、そこが少しひっかかります。言葉の問題だと言われればそうかもしれないんですが。年金に入って損か得かというのは保険者と個人の間で共通に保有されている情報のはずで、入ったら損だということを若い人の方が厚生労働省よりよく知っているとは考えられません。逆選択そもそも議論とは違うところで実証分析が行

われているのではないでしょうか。この辺はもつといろんな分析がなされてしかるべきだという印象をもっています。

討 論

逆選択をどう捉えるか

岩本 小塩さんが逆選択の実証の仕方についてコメントしたことを別の角度から私も少し議論したいと思います。田近・林論文では逆選択仮説に対して否定的な記述になっていますが、田近・林論文で示された証拠を見ると、私はむしろ逆選択が重要ではないかと解釈したい。というのは、田近・林論文では年金加入者の生存確率と一般的な人口の生存確率の表が示されていて、年金加入者の方が長生きする傾向が見られるわけです。

田近・林論文が、逆選択があまり働いてないとした根拠は、国民年金基金に加入してもあまり得にはならないということにあるようです。しかし、年金商品を設計する側から見ると、そもそも損が生じるような保険商品は提供されないわけですから、この論文で指摘されているように純粋な生存保障の年金商品が提供されてないという事実は、むしろ逆選択があるから本当に必要とされる年金商品が供給されていないという解釈ができるのではないかと思います。

逆選択が存在するという仮説を検証する場合、どういう形で仮説を設定するかということは小塩さんも指摘した通り重要だと思うんですが、日本の年金市場でも逆選択の問題は重要であるという印象を受けました。

大竹 私もそう思います。鈴木・周論文でも、小塩さんは状況証拠だと指摘されました、健康状態が悪い人の方が国民年金の未加入率が高いということは、逆選択を支持していると素直に解釈してもいいように思います。それも状況証拠だということですか。

小塩 それはいいと思います。健康状態が加入率に影響する、これはわかります。本人の方がよく知っているわけです。年金に入ったら若い人は損だということが未加入の原因であるというのはその通りですが、そこでなぜ情報の非対称性にか

かわる逆選択という議論を持ち出してくるのかと
いう疑問です。

大竹 得な人の方がより多く加入しているとい
う意味では、逆選択になるのではないでしょ
うか。ただ、1時点しかないから、昔の若い人の方
が、未加入率が低かったということを出さないと、世
代の効果なのか年齢の効果なのかが区別できな
いですから、分析には確かに限界があると思います。
もし過去のデータと比較すれば、かなり有力な証
拠になると思います。

小塩 健康という要因だったらよくわかるんで
す。自分はどれほど健康かという情報は、役所よ
り自分が詳しいと仮定しても不自然ではない。
しかし、損得勘定から見て入ったら損だ、だから
入らないというのは…。

大竹 それは逆選択とは言わないんじゃないで
すか。

小塩 何か違うことを分析しているような気が
してならないんです。しかも、国民年金に限って
いうと、若い人でもそれほど「入って損」という
ことにはならない。

編集部 厚生労働省の調査をみると、お金がな
く保険料を払わないというのではなくて、公的
年金の意義を理解していないために未加入になっ
ている人が多いようですね。

岩本 逆選択を非常に狭くとって、情報の非対
称性の問題から発生するものとすれば、若いとい
うことは目に見えるわけですから、それは逆選択
に当たはまらないというのは当然ですね。鈴木・
周論文の整理の仕方に少し問題があるということ
かもしれません。若い人が未加入であるということ
は、強制加入の原則がきちんと履行されていな
い問題点として整理した方がいいかもしれません。

大竹 確かに狭い意味の逆選択ではないですね。
強制加入なのに強制加入になってないところが問
題なんですね。私的な保険であれば、それはそも
そも成り立たない。

岩本 逆選択を是正する手段として強制加入と
いう政策をとることからすれば、強制加入
であるかどうかという点では両者は密接に関連し
ていますが、用語の問題としては使い分けた方が

いいということではないでしょうか。

必要な消費行動の分析

大竹 年金の問題でいろんなパズルが出てきた
時に、相対的回避度一定といった普通の効用関数
を前提にして、それから見ると変だという解釈に
なります。たとえば、利得が高いのにもかかわらず
国民年金基金に入らない人がいるというのがそ
うです。しかし、標準的な形の効用関数じゃなく
て、習慣形成とか、最近出てきた双曲線形効用関
数とか、行動経済学に出てきているような心理学
的な要因を重視するような形で説明できる可能性
もあります。

仮に、そういう消費行動の定式化の方が重要だ
ということになると、それを前提にして政策を考
えることが今後必要になってきて、いったいどう
いう選好を基に人々が行動しているのかという研
究が重要です。消費行動の研究がどんどん進んで
きていますから、私的年金か公的年金かとか、あ
るいは逆選択かという問題とか、あるいは流動性
制約のために加入していないのかというのを識
別する時の、もう一つの研究の方向性として選好
の特性を深く理解していくのも重要なと思います。

また未加入の問題は、どういうデータがあれば
今後もっとはっきりできるかということはわかっ
ているわけですよね。どのくらいの寿命だとみん
なが思っているかという情報と、未加入かどうか
という両方の情報がダイレクトにあれば、もっと
限定ができるし、古い世代の国民年金未加入者の
データがあれば、古い世代の若い時の未加入問題
と比較検討することで、もう少し研究が進むと思
います。

岩本 年金未加入者を対象にして、なんらかの
独自の調査が必要だということですか。

大竹 そうですね。

編集部 それは調査しています¹⁰⁾。国民年金保
険料が将来的に高くなる方向で設定されているか
ら、低所得者が未加入になってしまうのではないか
でしょうか。

大竹 保険料そのものというよりも、年金の収
益率が大事ですね。年金の収益率の問題と流動性

制約の問題をきちつと分けて、未加入問題をどう解決できるかを考える必要があるでしょう。

第2部 総括と今後の研究の方向性

1 経済学者の年金改革案を比較する

岩本 第1部では研究論文に基づいて主として学術的な議論ができるトピックを取り上げてきましたが、第2部ではそのスタイルでくみとれなかつた問題について、総合的に議論をしていきたいと思います。

最初に、年金のあるべき姿として経済学者が様々な年金改革の計画案を出していますが、それについてここで包括的に議論したいと思います。議論の糸口として、経済学者が示した改革案のなかで代表的なものとして、3つの案を対比したのが、表(年金改革案の比較)です。これ以外にも様々な提案がなされていますが、各案の違いを詳細に検討することはここでの目的ではないので、意見の違いを3つの案で代表させていることにご

表1 年金改革案の比較

現行制度

	名称	運営	財政方式		財源
1st Pillar	基礎年金	公的	賦課	確定給付	保険料・国庫負担
2nd Pillar	厚生年金	公的	賦課	確定給付	保険料
3rd Pillar	私的年金	私的	積立	確定給付 ・拠出	保険料

高山案

1st Pillar	縮小	公的	賦課	確定給付	消費税
2nd Pillar	縮小	公的	賦課	確定給付	保険料
3rd Pillar	拡大	私的	積立	確定拠出	保険料

橋木案

1st Pillar	拡大	公的	賦課	確定給付	支出税
2nd Pillar	とくに言及なし				

八田・小口案

1st Pillar	維持	公的	積立	確定拠出	所得税
2nd Pillar	縮小	私的	積立	確定拠出	保険料

理解を願えれば幸いです。

まず、高山先生の案です。高山先生は1階、2階部分は基本的に縮小していく方向を考えていますが、最近、4%の掛金建ての私的年金を導入して、公的年金の縮小を補うという改革案を提案しています¹¹⁾。

次に、橋木先生は1階部分に重きを置いており、セーフティネットの拡大という立場から1階部分を支出税で賄って拡大するという改革案を出しています。2階部分に関しては特に改革のプランで言及することはないようです¹²⁾。

3つ目に、八田・小口先生は、『年金改革論』(日本経済新聞社、1999年)の中で詳細な年金改革論を出していますが、大雑把にまとめると、1階、2階部分を含めて年金の財政方式を積立方式に移行すべきであるという議論を展開しています。しかし、2階部分については給付を縮小し、さらに私的運営主体に移すという改革案を出しています。

このように見えてくると、3案はそれぞれ力点の置き方が違っていることがわかります。さらに、年金の改革にかかる議論というのは、公的主体が運営するか民間主体が運営するか、財政方式を賦課方式でやるか積立方式でやるか、給付建て(確定給付)の年金とするか掛金建て(確定拠出)の年金とするか、財源を保険料で賄うか一般財源で賄うか、一般財源の場合でも消費税や支出税にするか所得税にするか、さらには1階部分を社会保険とするか公的扶助とするか、そして保険料の徴収を社会保険庁が行うか税務署が行うかという形で、様々な次元での選択肢に分かれます。

さらに1階、2階、3階部分について、それぞれの改革案で提言が違っていますが、それぞれの論点ごとに整理すると、私が整理した限りでは、3案には共通する部分が多いのではないかという

気がしています。

大まかに一致している部分を抜き出しますと、高山案、八田・小口案はどちらも積立方式・掛金建てで行う強制加入の私的年金の必要性を主張しています。高山案の場合は4%の掛金の私的年金案という形で出されているし、八田・小口案でも、改革後の2階部分は完全積立方式で5.7%の保険料を徴収する年金で運営されるという形になっています。

さらに、公的年金の賦課方式、給付建て部分の縮小についても高山案と八田・小口案では共通しているところがあります。ただし、八田・小口案は2階部分を積立方式に切り替えるという点でかなり急進的な改革案となっていますが、高山案では1階部分と2階部分を合わせて漸次削減していくという穏やかな案になっているところが違っています。この違いの部分が強調されますが、賦課方式・給付建て部分を縮小するという点では同じ方向を指向しているといえます。

一致していない部分を2点指摘することができます。ひとつは賦課方式・給付建ての削減方法ですが、八田・小口案と高山案では力点の置き方が違うということ。もうひとつは、積立方式を指向する場合には、よく言われる「二重の負担」にかかる移行コストが発生するんですが、それをどのように負担するかというところで各案の違いが生じている。この2点が主たる違いであると思われます。

年金の改革案の議論としては、先ほど述べました論点、運営主体の問題等を順次議論していくと思います。

大竹 強制加入という点では、全部の案が一致しているわけですね。1階部分はもちろん、2階部分についても強制加入です。旧厚生省の出した「5つの選択肢」の中に2階建て廃止というのがありましたが、その案は経済学者の改革案にはないでしょうか。

岩本 八田・小口案でも2階部分の民営化に言及していますが、その場合でも政府が強制加入を担保するという形での介入の必要性が指摘されています。その根拠としては、年金市場には逆選択

が存在するので、強制加入を義務づけることで経済厚生の改善がみられるということですね。民営化とひと口に言っても様々な形の民営化があるので、その部分が年金改革の議論でいらぬ誤解が生じてくる原因じゃないかと考えられます。

大竹 もう1点は、1階部分が積立方式か賦課方式かという点で議論が少し異なっていると思うんですが、こういう問題が発生したのは、世代間の所得移転が起こっているからですね。世代間の所得移転が大規模に生じているのは1階部分なのか2階部分なのかというと、2階部分だと思います。1階部分は年金の額自体が比較的小さいので、それほど大きいものではないですから。

小塩 これは国庫負担をどう見るかで違ってきます。保険料に限っていえば、世代間の格差とか、若い人ほど損になるという原因是1階じゃなくて2階ですね。1階部分には世代間格差はありません。

大竹 あつたとしても定額で限られているから、規模は大きくないと思います。

小塩 厚生労働省も年金を説明する資料として、国民年金に入つても戻ってきますよという数字を出しています。問題は2階部分だと思います。

大竹 そうすると、この3つの案の差はますます小さくなってくるという気がするんですね。

岩本 そうだと思います。

2 年金民営化をどう評価するか

小塩 議論が交錯しているところがあるって、積立方式に移行するとか賦課方式を残すという議論が一方にあるって、もう一方で政府が運営すべきか民間に委譲すべきかという議論がある。これは、実は違う話なんですよ。政府が積立方式に移行した年金を今までと同じように運用することも考えられるわけですが、民営化と積立方式への移行をほぼ同じように議論する人も多いし、強制加入も必要ないという議論まであるわけです。そうなると非常にわかりにくくなります。

経済学者の間でコンセンサスが得られているのはどこかというと、現行の賦課方式の部分が重す

ぎる、だからスリムにしましょう。スリムにするというのは、経済学的にいうと積立方式に移行するのとほぼ一緒ですので、言い方はいろいろあるんでしょうが、そこはそんなに大きな違いはないと思うんです。むしろ運営主体を公にするのか民にするのかという点でいろんなバリエーションが出てきます。

岩本 小塩さんから財政方式に関する的確な議論がされましたが、八田先生は1階、2階ともに積立方式が望ましいと主張されています。八田・小口先生の本では、第1部で議論したようなリスク分散の観点が入っていませんので、資本蓄積に与える影響から考えれば積立方式の方が望ましいという結果になってしまいます。八田、小口先生達がリスク分散の観点から賦課方式の有用性もあると認められるのでしたら、財政方式に関してはかなり意見が一致してくるのではないかという気がします。

給付建てか掛金建てかということに関しては、何かご意見はおありでしょうか。

小塩 普通は給付建てと賦課方式がくっついて、積立方式と拠出建てが一緒になっているので、一緒に議論されていることが多いという印象を受けます。ただ、私は確定拠出型の賦課方式ってあり得ないかと思うんですよ。

大竹 ヨーロッパではそれをやっている国がありますね。

小塩 それをやると、けつこううまくいくんじゃないかなという気がします。

岩本 高山先生も指摘されています¹³⁾。

小塩 若い人が払ったお金の範囲でお年寄りはやりくりしましょうという議論がもっと…。

大竹 それは早い段階にきちんと予告しておかないとダメで、突然減額することについてどう考えるかということだと思うんですね。掛金は確定しているが給付は不確定であるということを賦課方式のもとで宣言しておくことが重要で、それが可能であれば賦課方式の財政問題はそもそも発生しないということです。

小塩 そうですね、毎年、収支をトントンにするということですから。それでも世代間の格差と

いう問題は残りますけどね。

もうひとつ私が常に疑問に思っているのは、強制加入という仕組みです。民営化の議論には強制加入というのがよくついてきて、フェルドスタンなど民営化に対して積極的に議論してきた人たちでさえも、個人勘定については強制加入の仕組みは残すべきだと主張しています。これは、戦術的にはいい案だと思うんだけど、理論的に考えるとあまり意味がないんじゃないかな。強制加入したとしても、後で友達からお金を借りるとか、そういうことも可能になるわけです。抜け穴がいくらでも出てくるから、強制加入をしたからどうのこうのというのは、実はあまり意味がないかもしれません。

大竹 年金担保の禁止があっても、事実上、それを担保に生活する人が出てくるということですね。

小塩 民営化を進めるための現実の方策としては意味があると思いますけど。

大竹 それも先ほど私が言ったように、人々の行動がどうなっているのか、近視眼的なのか、それとも心理学的に強制してもらわないと長期の行動ができないという特性をもっているのかということにもよると思うんです。自分自身は老後に備えて貯蓄をしたいけれど、強制されないとそれに気がつかないという行動をみんながとっているのであれば意味がある。そのへんの研究が進まないと、わからないところがあるような気がします。

岩本 私も2階部分の強制加入の担保は残すべきだと思いますが、この問題は価値判断ではなくて、その背景には、大竹さんが言ったように逆選択や近視眼的行動が深刻であるかどうかという問題がありますので、それに関する研究が蓄積されれば強制加入が必要かどうかということが明らかになってくると思います。その意味で将来の研究が進展することを期待したいと思います。

3 年金の財源問題：税か保険料か

岩本 次に大きな論点となるのは財源ですが、これを保険料でやるか一般財源でやるか、さらに

は課税ベースをどうするかという問題があります。

大竹 この表を見ると、1階部分の財源は、経済学者の提案は基本的に税金ということで一致しているようです。1階部分の存在意義をナショナルミニマムと捉えて、生活保護のことも考えるのであれば、私も税金でいいと思います。2階部分については、自由加入にすると市場が失敗したり、人々の行動がうまくいかなかつたりということで、強制加入が必要だということを前提とすれば、保険の仕組みにして保険料で賄うのがいいと思います。どの税で1階部分を賄うかは経済学者の間で意見の相違が若干はあるけど、1階部分について保険料を取る案はないと考えていいんじゃないかなと思います。

岩本 現実に国庫負担が3分の1から2分の1に引き上げられるということで、財源としては一般財源の方に向かっているわけですが、これらの案の根拠としては、第1部で触れたように未加入者の問題があって、租税の方が、徴収能力が高いということがあげられているかと思います。

これに関連して大事な論点は、税で徴収して、しかも基礎的な所得を給付するということになれば、1階部分が失業保険や生活保護のようなセーフティ・ネットに近い形になってしまいういう点です。現在は社会保険と位置づけられていますが、セーフティ・ネットの中で1階部分を考え直すという論点が入ってくるような気もします。

小塩 そこでややこしいのがミーンズ・テストですね。公的扶助的なスタイルとして基礎年金の部分を運用するとなると、特に税金で財源を全部賄う場合、一律にミーンズ・テストなしで65歳以上、金持ちから貧乏人まで全部無条件で年金を支給できるかという問題が出てくる。公的扶助の考え方からしても、納得いかない部分がありますね。そこが難しい。もしそれをやるとすれば、先ほどから社会保障と税の役割分担の話が出ていますが、所得税の仕組みを変えて、必要ではない人からは税で戻してもらう仕組みを作らないと制度として無理があると思います。

大竹 所得税で、必要ではない人から戻してもらう。

小塩 それをセットにしないとしんどいんじゃないか。

大竹 現状でもミーンズ・テストなしで3分の1の国庫負担が入っているわけですよね。どのくらい財政規模が拡大するか。今の1階部分の規模なら、65歳以上を前提とした生活保護的なものが入っても、それほど大きな影響は出ないという気もします。1階部分を増やすということであれば、生活保護とのバランスという意味で大きな仕組みの変化が必要になってくると思うんですが、今の規模を維持する、あるいは少し縮小するということであれば、それほど質的に大きな変更があるようにも思えない。

小塩 ミーンズ・テストなしで、年金で生活保護まで一律にやってしまおうということですね。

大竹 年齢基準だけで。

岩本 日本が全額一般財源にまで行きつくには相当きつい話になると思いますが、諸外国では1階部分をすべて一般財源でやっている国もあるって、そういう国ではミーンズ・テストを行っている国もあるようですね。諸外国の経験を見ることが1階部分の制度設計について有益かもしれません。

小塩 さらに、これは移行期の問題でしょうけど、仮に税金に移行した場合、今までまじめに国民年金の保険料を払ってきた人と払ってこなかつた人の差をどうつけるかというのは避けて通れない問題だと思います。

大竹 今まで保険料を払ってきた人と払ってこなかつた人の差という問題は、女性の年金の話ともかかわりますけど、現在でもあるわけですよね。払ってなくて基礎年金をもらっている人たちがいますから、それだけを取り上げて移行期の問題が大変だというのも…。現在でもそういう格差があることを考えると、量的にどれほど違いがあるのかと思います。

4 積立金不足をどう処理するか

岩本 八田・小口案はかなり詳細に移行過程を分析しています。年金民営化案はここで取り上げなかったのですが、政策構想フォーラムの民営化

案¹⁴⁾などがありまして、別の形での移行コストの負担方法もいくつか提案されています。民営化案だと必ず二重の負担をどうするのかという問題を問われます。様々な移行コストの負担方法が提案されていますので、その中でどれをとるのが望ましいのか、どれなら政策的に実現可能かというところで議論の余地があります。

これはゼロサムゲームのような話になるので、だれもが納得するような解決策はないと思います。世代間の所得再分配をどう規範的に位置づけるかという価値判断の問題になってきますので、経済分析で明らかにできる点は限界があると思います。

一点注意しておきたいのは、民営化なり積立方式に移行すると二重の負担が発生するという言い方をされますが、現行制度のまま年金を運営した場合に二重の負担が発生しないかというと、そうではなくて、単に二重の負担が背後に隠れているだけであって、積立方式と比較した場合の積立金不足はどこかの将来世代が負担しなければいけないという原則は、どのような年金運営をしても必ず成り立つことです。

小塩 確かにその通りです。民営化すると、今まで隠れていた積立金が顕在化します。ただ、必ずしも積立金不足を全部解消する必要はないのでは。問題は、積立金不足が雪だるま式にどんどん膨らんでパンクしてしまうという状況だと思いますね。それさえ食い止めればいいと割り切ることはできないかと思います。

ある時点で、積立方式に移行する、あるいは民営化する。もちろん、そこでそれまで隠れていた積立金不足が顔を出しますが、積立金不足は固定します。発散せずに、値が固まってしまう。だったらそれを無限の将来に向けて転がし続けばよい。

そういう割り切り方は、財政でいうとプライマリーバランスを均衡化し、割引現在価値で見て国債の残高を固定させてしまうところからまず始めましょうというアプローチになると思うんです。年金改革の場合も、積立金不足をすべて解消するというのはあきらめた方がいい。積立方式への移行は、積立金不足をロールオーバーできるように

固定することですから、それだけでもやる値打ちがあるのでないでしょうか。

岩本 積立金不足をロールオーバーすることは、永遠に将来世代に負担を渡すのと同じことですね。そうすると、わざわざ積立方式に年金を改革した意義がなくなると思うのですが。積立方式に移行しても、その時の積立金不足は国の会計に移って、そちらでロールオーバーするのでしたら、その負債と年金を組み合わせれば、積立金のない賦課方式を運営しているのと実質的に同じになってしまふのではないか。

小塩 賦課方式にとどまると、少子化の場合、負債を雪だるま式に増やして負担をどんどん先送りするか、それぞれの時点で負担を返していくしかない。後者だと、若い世代ほど損になります。どちらかの選択または組み合わせです。ところが、積立方式に移行すれば、その時点で存在する負債が固定され、しかも、収支はそれ以降世代ごとに均衡しますから世代間格差も解消されます。その場合、固定した債務は永遠にロールオーバーしていけばよい。償還しなくとも、状況は賦課方式と大きく異なると思うんですが。

岩本 積立方式に移行するということであれば、その債務は永遠にロールオーバーするのではなくて、どこかの世代まで返済し終えて、それ以降の世代については積立方式の形の年金を運営するというようにしておかないと、改革した意味がないと私は思います。

大竹 二重の負担というのは積立方式にすると顕在化するだけで、賦課方式のもとでもあるというのが岩本さんの指摘で、その通りだと思います。

小塩 その点については、私もまったく同意します。

大竹 これまでにわかったことは、いろんな案が出てるけど、共通点の方がずっと多くて、対立しているところは比較的少ない。大きな違いは、二重の負担の時に、どのくらいの範囲で平準化していくかという話と、1階部分の税金の種類を何にするかということぐらいですよね。

岩本 そうですね。今日の議論では、経済理論に基づいて年金に関する文献を整理しようという

視点に立っていますので、そうした視点からはこのように共通した点が浮かび上がってくるわけですが、むしろ問題は、経済分析で捨象された点で一致していないところがあり、しかもそれが実際に制度改革をする場合には避けて通れない重要な問題になってくるというところにあると思います。

つまり、既存の賦課方式あるいは給付建て部分を削減するとしても、どこをどのように削減するかという技術的な問題については経済理論からではきっちりした答えは出せないし、移行コストの問題についていえば価値判断にかかる問題であり、自ら限界があるということになると思います。

5 社会保障個人勘定の評価

岩本 制度改革の議論にひとまず区切りをつけて、政策的に最近重要なトピックについて議論しておきたいと思います。まず、経済財政諮問会議が2000年6月に出した「骨太の方針」で、社会保障個人勘定の導入がうたわれています。これは、社会保障の給付と負担を個人別に記録して、その情報を当人に開示するというのですが、具体的な姿は文書を読む限りでは、明確ではありません。年金に関しては今の社会保険庁の業務のなかで保険料と給付の記録がされているのがほぼこれに相当すると思いますが、医療保険についても同じようなことをして拡張するという姿になるのでしょうか。

小塩 それをやったらモラルハザードみたいなのが起こって、今まで積み立てておいた保険料分を全部使っちゃうという行動が出てくるんじゃないですか。お医者さんのところに行って無理やり診察を受けるとかね。私はあまり感心ないです。

大竹 重病じゃなくて風邪とか低額医療の部分だけであれば、そういうことが少々起こってもいいんじゃないかなという気がします。個人勘定を作るんだったら、失業保険も一緒にしたらいいと思います。

小塩 アクチュアリアリー・フェアという世界は、個人ごとでなかなか成立しない世界です。全体でようやくトントンになるという世界ですから

ね、社会保険というのは。個人勘定というのはよくないと思う。確定拠出型の年金みたいに、自分で自分の老後に備えましょうというのだったらいいと思いますけど、医療ではどうでしょうか。

大竹 本当に保険が必要な医療と、薬局に行ってるような医療とあるわけです。薬局に行くかわりに医者に行く部分が多いというのは問題で、その部分は軽減されるかもしれない。

小塩 個人勘定でやれば、そういうインセンティヴがかかってきますか。

大竹 それがあると思います。頻繁にアルバイトをやって、何度も失業保険をもらうという人も中にはいますから。その部分はきっと履歴をもって、何度も何度も繰り返すと減らしていくという制度を作らないと対応できない。

小塩 モラルハザードを阻止する仕組みを設定することですね。

岩本 ひとつのねらいは情報公開ということにあるんだろうと思いますが、情報公開という点でいえば、最初にも指摘したように厚生労働省がやっている年金の財政計算でも公開されてない大事な情報がずいぶんあると思うんです。世代ごとで見た給付と負担の関係というのは経済学者がやっている以上に厚生労働省の方が豊富なデータで計算しているので、それを公表すれば、もっといい政策的な議論が行えると思います。

また、年金部門のバランスシートに関しても、民営化の議論が起きた時に、どれだけの積立不足があるかわかったのですが、それも長らく経済学者が推定しなければならなかった数字だったわけです。そういう意味で、情報公開をもっと進めろというメッセージが社会保障の個人勘定にも含まれているのではないかと推測しています。

6 女性と年金をめぐる問題

岩本 次の年金改正では女性と年金の問題が重要なテーマになってくるのではないかと思います。今は、専業主婦は年金保険料を払わなくても年金を受給できますので、女性の間の年金に関する差別が生じていることが典型的な問題としてよく指

摘されます。さらに、遺族年金があるがために、配偶者が死亡した場合に働いていた女性が自分の年金をあきらめざるを得ないとか、離婚した場合に夫の年金を請求する権利が制度的に担保されてないとか、様々な問題があります。

大竹 この点も先ほどの年金改革案と密接にかかわってきますよね。1階部分を税方式にすることであれば、専業主婦の問題も解決してしまうと思うんですね。これは1階部分の財源問題と切り離して議論できないと思うんですが、いかがですか。

小塩 年金のあり方が女性のライフスタイルの選択にバイアスをかけるということが、そもそもよくないわけです。年金制度としては、なるべく人々の生活に中立的な制度設計が行われている必要がある。そういう点からいうと、現在の第三号被保険者や遺族年金には大きな問題がある。その手取り早い解決策は、大竹さんが言うように、1階部分は税方式でやるということだろうと思うんですが、そこまでいかなくても、できるだけ個人単位で制度を設計していくという方向は考えた方がいいと思います。

岩本 専業主婦が保険料を払わなくてもいいという今の制度的な仕組みの背景にはクロヨン問題も影響を与えていているのではないかと考えています。雇用所得者と自営業者の間で、所得捕捉に著しい違いがあるということです。いま国民年金の保険料は定額ですが、これは自営業者の所得が正確に捕捉できることから所得に比例しない形が選択されているわけです。

雇用者の所得は把握できますから、その妻は所得がないことがわかるんですが、自営業者の妻の場合は所得が捕捉できることから逆に、所得がないことが証明できないために保険料を払う形になっているわけです。平等に負担するためにはいくつかの解決策があるかと思いますが、ひとつは、自営業者の所得を正確に把握することによってクロヨン問題を是正すれば、所得を公平性の基準において、男女ともに所得に依存した保険料を徴収する仕方が私としては合理的だと思います。その場合、所得を個人単位で考えるか、世帯単位で考

えるかも重要な問題です。

これは大事な問題であるにもかかわらず、しっかりした研究がないのは経済学者の怠慢というわけでもなく、基本的には考え方の整理の問題だからだと私は解釈しています。女性のライフスタイルに合致した形での年金財源の負担のあり方をどう設計するかという問題になってきますので、実証研究で明らかにできること以上に制度に関する考え方の整理の方が重要ではないかと思います。

大竹 実証研究を行うためには、なんらかの大きな制度変更がないと難しいですよね。遺族年金制度が大幅に変わって女性の働き方が変わったかとか、そういう歴史的な状況をうまく使って研究する以外、難しいような気がします。

岩本 制度が行動にどう影響を与えるかという研究も大事ですが、その結果云々にかかわらず、行動に中立的な制度設計ができるのであれば、その方法を考えることも大事でしょうね。

小塩 第三号被保険者問題も、夫が働いて、奥さんが専業主婦で家にいるということであれば別に問題にはならない。パートの税金の問題もそうだし、遺族年金もそうだと思います。今までの人々の行動様式やライフスタイルを前提にして、それに合致するような形で政府は制度を作ったと思うんです。しかし、経済学者は逆に、制度が行動にどういう影響を及ぼすかという考え方をします。そういう発想で制度設計が行われていないという印象を受けます。

制度によって現実が規定されてしまうところがありますよね。第三号被保険者問題とか遺族年金の問題にはまさしくそういうところがある。それは政策担当者としても意図せざる効果だったと思うんですよ。現実を動かすような効果も見据えて、制度を中立的なものにしておく必要があると思います。

制度が中立になった後で、やっぱり女性は専業主婦を選ぶということであれば、別に構わないと思います。共働きでなくてはいけませんということはいえない。しかし、とにかく制度は中立にして、それに基づいて人々が自由に選択できるようにしておくことが必要だと思います。

岩本 いま小塩さんがまとめてくださったように、経済学者が着目するのは、人々がどういうインセンティヴに反応して行動するかということであって、その点に経済学者は特に強い関心をもって政策をいろいろと議論しているということを、読者はこの座談会から読み取っていただけたら幸いだと思います。そういった経済学者の観点に立った研究成果がもっと政策に取り入れられていくことを望みたいです。

また、この座談会で今後の研究の示唆となる重要なポイントがいくつか指摘されたと思います。これからのお研究において、こうしたポイントについてあらたな進展が見られることを期待して、今日の座談会を締めくくらせていただきたいと思います。

(この座談会は、2001年10月22日に本研究所の会議室で開催されました——編集部)

注

- 1) Shimo Keiko and Toshiaki Tachibanaki (1985) "Lifetime Income and Public Pension," *Journal of Public Economics*, Vol. 26, pp. 75-87.
- 2) 照山博司・伊藤隆敏 (1994) 「みせかけの不平等と眞の不平等——重複世代モデルによるシミュレーション分析」石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会, pp. 279-320。
- 3) 岩本 (2000)。文献リスト参照。
- 4) Ohtake, Fumio and Hisaki Yamaga (2002) "The Effects of Old-age Pension System for Active Employees on Labor Supply of Elderly Male Workers," 内閣府国際フォーラム報告論文。
- 5) NBER (全米経済研究所) が主催している "International Social Security" というプロジェクト。1冊目の報告書は J. Gruber and D. Wise eds. (1999) *Social Security and Retirement around the World*, The University of Chicago Press として刊行済み。2冊目の報告書が同出版社より刊行されつつある。
- 6) 木村陽子 (1994) 「60歳台前半層の就業問題」『日本労働協会雑誌』第414号。
- 7) B. Douglas Bernheim, Jonathan Skinner and Steven Weinberg (2001) "What Accounts for the Variation in Retirement Wealth among U.S. Households?" *American Economic Review*, Vol. 91, pp. 832-857.
- 8) 小塩隆士 (2001)。論文リスト参照。
- 9) Martin Feldstein (1974) "Social Security,

Induced Retirement, and Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, Vol. 82, pp. 905-926.

- 10) 社会保険庁「公的年金加入状況等調査」。
- 11) 高山憲之・山口光太郎 (1999) 「4%掛金建て私の年金の導入効果」, 『オペレーションズ・リサーチ』, Vol. 44, No. 9。
- 12) 橋木俊詔 (2000) 『セーフティ・ネットの経済学』日本経済新聞社。
- 13) 高山 (1999)。論文リスト参照。
- 14) 政策構想フォーラム (2001) 「年金改革への道筋」。

付録 論文リスト

世代間分配

- 宮里尚三 (1998) 「世代間再分配政策と世代間負担」『季刊社会保障研究』第34巻第2号, pp. 203-211。
- 寺井公子 (1999) 「社会保障制度と消費の世代間分配」『日本経済研究』第39号, pp. 21-34。
- 小口登良・八田達夫 (2000) 「1999年政府年金改革案の評価」『日本経済研究』第40号, pp. 1-18。
- 八田達夫・小口登良・酒本和加子 (1998) 「年金改革と世代間再分配」『季刊社会保障研究』第34巻第2号, pp. 155-164。
- 吉田 浩 (1998) 「世代会計による日本の政府債務」『経済研究』第49巻第4号, pp. 327-335。
- 麻生良文 (2000) 「公的年金の所得移転——「5つの選択肢」と1999年度改正案」『経済研究』第51巻第2号, pp. 152-161。
- 上村敏之 (2001) 「公的年金の縮小と国庫負担の経済厚生分析」『日本経済研究』第42号, pp. 205-227。

公的年金と世代内の再分配

- 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・澁谷時幸・上野 大・久保克行 (1990) 「人的資産の推計と公的年金の再分配効果」経済企画庁『経済分析』第118号, pp. 1-73。
- 井堀利宏 (1998) 「租税構造における年金課税の意義と効果」『季刊社会保障研究』第34巻第2号, pp. 143-154。
- 大竹文夫・齊藤 誠 (1999) 「所得不平等化の背景とその政策的含意——年齢階層内効果、年齢階層間効果、人口高齢化効果——」『季刊社会保障研究』第35巻第1号, pp. 65-76。
- 八田達夫・木村陽子 (1993) 「公的年金は、専業主婦世帯を優遇している」『季刊社会保障研究』第29巻第3号, pp. 210-221。
- 大竹文雄・齊藤 誠 (1996) 「人口高齢化と消費の不平等度」『日本経済研究』第33号, pp. 11-37。
- 浜田浩児 (1999) 「在職老齢年金制度の所得再分配効果」『季刊社会保障研究』第35巻第2号, pp.

208-220。

年金と就業

- 安部由起子 (1998) 「1980～1990 年代の男性高齢者の労働供給と在職老齢年金制度」『日本経済研究』第 36 号, pp. 50-82。
- 小川 浩 (1998) 「年金・雇用保険改正と男性高齢者の就業行動の変化」『日本労働研究雑誌』第 461 号, pp. 52-64。
- 大石亜希子・小塙隆士 (2000) 「高齢者の引退行動と社会保障資産」『季刊社会保障研究』第 35 卷第 4 号, pp. 405-419。
- 阿部正浩・山田篤裕 (1998) 「中高齢期における独立開業の実態——「高齢期における独立・自営支援に関する調査」結果から——」『日本労働研究雑誌』第 452 号, pp. 26-40。
- 岩本康志 (1998) 「2020 年の労働力人口」『経済研究』第 49 卷第 4 号, pp. 297-307。
- 大橋勇雄 (1998) 「定年退職と年金制度の理論的分析」『日本労働研究雑誌』第 456 号, pp. 11-20。
- 小川 浩 (1998) 「年金が高齢者の就業行動に与える影響について」『経済研究』第 49 卷第 3 号, pp. 245-258。
- 清家 篤・山田篤裕 (1998) 「引退決定過程に及ぼす社会保障・雇用制度の影響にかんするハザード分析」『三田商学研究』第 41 卷第 4 号, pp. 115-144。
- 安部由起子 (1999) 「女性パートタイム労働者の社会保険加入の分析」『季刊社会保障研究』第 35 卷第 1 号, pp. 77-95。
- Yashiro, Naohiro and Takashi Oshio (1999) "Social Security and Retirement in Japan," in Gruber and Wise eds., *Social Security and Retirement Around the World*, Univ. of Chicago Press, pp. 239-267.
- 岩本康志 (2000) 「在職老齢年金制度と高齢者の就業行動」『季刊社会保障研究』第 35 卷第 4 号, pp. 364-376。

年金とマクロ経済

- 麻生良文 (1997) 「少子化対策は年金負担を軽減するか」『人口問題研究』第 53 卷第 4 号, pp. 32-48。
- 八代尚宏・小塙隆士 (1997) 「高齢化の経済分析(分析 1)」『経済分析』(経済企画庁経済研究所) 第 151 号, pp. 1-78。
- Wakabayashi, Midori (2001) "Retirement Saving in Japan: With Emphasis on the Impact of Social Security and Retirement Payments," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 15, pp. 131-159.
- 岩田一政 (1997) 「日本とアメリカの公的年金制度と民営化と経済厚生」『季刊社会保障研究』第 33

卷第 2 号, pp. 149-156。

- 中山光輝 (1997) 「個人の貯蓄行動と公的年金制度の経済効果」『ファイナンシャル・レビュー』第 44 号, pp. 73-112。
- 小塙隆士 (2001) 「育児支援・年金改革と出生率」『季刊社会保障研究』第 36 卷第 4 号, pp. 535-546。

年金の財政方式

- 小塙隆士 (2000) 「不確実性と公的年金の最適規模」『経済研究』第 51 卷第 4 号, pp. 311-320。
- 浜田浩児 (1998) 「インフレ・リスク、高齢化と公的年金、個人年金の機能」チャールズ・ユウジ・ホリオカ、浜田浩児編『日米家計の貯蓄行動』日本評論社, pp. 135-174。
- Kato, Ryuta (1998) "Transition to an Aging Japan: Public Pension, Savings, and Capital Taxation," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 12, pp. 204-231。
- 翁 百合 (1998) 「金融市場の側面からみた公的年金民営化の検討」『Japan Research Review』第 8 卷第 6 号, pp. 6-40。
- 八田達夫・小口登良・酒本和加子 (1998) 「年金改革と世代間再分配」『季刊社会保障研究』第 34 卷第 2 号, pp. 155-164。
- 八代尚宏・小塙隆士 (1998) 「厚生年金財政の将来とスライド制」『季刊社会保障研究』第 34 卷第 2 号, pp. 133-142。
- 牛丸 聰・荒木万寿夫・木滝秀彰・吉田充志・伊藤 寛・飯山養司 (1998) 『新たな基礎年金の構築に向けて』経済企画庁経済研究所。
- 小塙隆士 (1999) 「年金民営化の経済厚生分析」『日本経済研究』第 39 号, pp. 1-20。
- 高山憲之 (1999) 「公的年金をめぐる争点」『BUSINESS REVIEW (一橋大学)』第 47 卷第 1 号, 千倉書房, pp. 1-32。
- 高山憲之・山口光太郎 (1999) 「年金財政の将来予測」『経済研究』第 50 卷第 3 号, pp. 249-258。
- 高山憲之 (2000) 「日本の年金政策」『経済研究』第 51 卷第 4 号, pp. 301-310。

年金市場と逆選択、国民年金の未加入問題

- 田近栄治・林 文子 (1996) 「個人年金市場と逆選択——国民年金基金のケース——」『経済研究』第 47 卷第 3 号, pp. 217-228。
- 鈴木 亘・周 燕飛 (2001) 「国民年金未加入者の経済分析」『日本経済研究』第 42 号, pp. 44-60。
- 小椋正立・角田 保 (2000) 「世帯データによる社会保険料負担の納付と徴収に関する分析」『経済研究』第 51 卷第 2 号, pp. 97-110。
- 田近栄治・林 文子 (1995) 「個人年金の収益率——国民年金基金、簡易年金および生命保険会社の個人年金の比較——」『季刊社会保障研究』第

31巻第2号, pp. 151-164。

小西秀樹 (1998) 「年金制度の経済理論：逆選択と規模の経済」大槻幹郎・小川一夫・神谷和也・西村和雄編『現代経済学の潮流1998』東洋経済新報社, pp. 111-157。

浜田浩児 (1998) 「インフレ・リスク、高齢化と公的年金、個人年金の機能」チャールズ・ユウジ・ホリオカ, 浜田浩児編『日米家計の貯蓄行動』日本評論社, pp. 135-174。

阿部 彩 (2001) 「国民年金の保険料免除制度改正」

『日本経済研究』第43号, pp. 134-154。

* 以上の論文リストは、主に1998年9月から2001年8月にかけて刊行された論文の中から、本座談会参加者が精選し作成したものである。

(いわもと・やすし 京都大学経済研究所
助教授)

(おおたけ・ふみお 大阪大学社会経済研究所
教授)

(おしお・たかし 東京学芸大学助教授)